

# GloBEルールを導入とその課題

## —— 制定経緯と共通アプローチを踏まえて ——

立教大学経済学部 坂本ゼミナール 3年生

安食 龍之介 岩下 咲都 浮島 凌真 金子 奈央 北村 香乃

曾根 大貴 高橋 愛未 竹澤 浩太郎 永藤 修一

松本 友里 宮本 匠 目黒 勇太 渡邊 駿

### 目 次

はじめに

#### I GloBEルール導入の経緯

- (1) 国際最低課税をめぐる議論の底流
- (2) 第二の柱にいう最低税率
- (3) GloBEルール成立の背景

#### II 国際最低課税額に対する法人税

- (1) 国際最低課税額に対する法人税の概要～モデル規則を踏まえて～
- (2) 国際最低課税額に対する法人税の適用ステップ
  - 1) IIRとUTPRについて
  - 2) IIRとUTPRの適用パターン

#### III 国際最低課税額をめぐる論点

- (1) GloBEルールにおける利益調整項目
  - 1) 税引前利益への税額の足し戻し
  - 2) 配当金の除外
  - 3) 株式の処分損益
  - 4) 再評価法による損益
  - 5) 資産及び負債の処分による損益
  - 6) 非対称性為替差損益
  - 7) 罰金や賄賂の足し戻し
  - 8) 過誤及び会計原則の変更に基づく調整

9) 未払年金費用

(2) GloBEルールにおけるSBIE

(3) GloBEルール導入により予測される問題

1) IIRとUTPRの導入が他国より遅いことによる影響

2) 経営者による利益操作の可能性

3) コンプライアンスコストの増加

IV GloBEルールとセーフハーバー～導入初年度を迎えるにあたり～

(1) デミニマス要件

(2) 簡素なETR要件

(3) 通常利益要件

結びにかえて

参考文献

〔資料〕 第二の柱対象企業一覧

---

## はじめに

2022年12月23日に令和5年度税制改正大綱が公表された。大綱では一般的にはインボイス制度や電子帳簿保存法が注目を浴びている。しかし、中には国際課税に関する項目も盛り込まれており、これが大企業にとって多大な影響を及ぼす<sup>1</sup>として大きな焦点となっている。その後、2023年3月28日に税制改正大綱の内容を盛り込んだ「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で可決成立した。そして3月31日に本法が公表され、2023年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用されることが決まった。その中でグローバル・ミニマム課税に関する法律は法人税法82条から82条の10までに含まれており、国際最低課税額に対する法人税（仮称）（以下、「国際最低法人税」という。）とされている。しかし、グローバル・ミニマム課税だけは2024年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用されることとなっている（令和五年度改正法附則11）。他にも国税庁が2023年4月14日に「グローバル・ミニマム課税関係」（国税庁 2023）を立ち上げたことや国際課税に関する政令が6月16日、省令が6月30日と遅れて公布されたことからグローバル・ミニマム課税導入による日本税制へのインパクトと改正への注目度の高さが窺える。

法人税法82条から82条の10はOECDが発表した「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する二つの柱に関する声明（2021年10月8日付）」（以下、「2021年10月声明」という。）のグローバル・ミニマム税に対応するために制定された（国税庁2023、1頁）。「2021年10月声明」は近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するために公表された（OECD 2013b, pp.10-11）。課税逃れの問題への対処はOECDが2012年

から始めた税源浸食と利益移転 (Base Erosion and Profit Shifting, BEPS) プロジェクトに始まり、BEPSプロジェクトにおいて残された課題に対し、OECDが2015年に「BEPS最終報告書」を公表し、BEPS2.0において経済のデジタル化に伴う課税上の課題について作業を進めることで各国が合意したことから始まった。残された課題とはBEPS行動計画1「電子経済に係る税務上の課題への対処 (Address the tax challenges of the digital economy)」と行動計画5「透明性と実質性に考慮した、有害な税慣行へのより効果的な対抗 (Counter harmful tax practices more effectively, taking into account transparency and substance)」のことであり、行動計画1はBEPS2.0の「第一の柱」で、行動計画5はBEPS2.0の「第二の柱」で対応が採られている (OECD 2019, para52-55)。

日本で新しく始まる国際最低法人税は「第二の柱」を導入したものである。第二の柱は残された課題に対処する目的と同時に多国籍企業のタックスヘイブンを使った租税回避行為への対策という目的ももっている (吉村 2022a、1頁)。この「第二の柱」により世界で毎年2,200億ドル (28兆円) の法人税収が見込め (日本経済新聞2023年1月30日朝刊)、世界で9,000社以上、日本でも800社以上 (本稿巻末に該当する企業一覧を〔資料〕として掲載した。) に対して課税ができる (山川 2023、1頁)。今回、第二の柱を導入することで先に述べた行動計画5の有害税制に歯止めをかけられることや企業間の公平な競争環境を整備できる (自由民主党・公民党2022) という大きなメリットがある。しかし一方で重大な二つの課題も内包している。

一つは法人税法82条から82条の10を導入することで新たな問題の発生が予測されることである。新たに発生する問題は三つあり、一つ目は所得合算ルール (Income Inclusion Rule, IIR) と軽課税所得ルール (Undertaxed Payment Rule, UTPR) の導入が他国より遅れていることによる税収減、二つ目は経営者による利益操作が行われる可能性、三つ目はコンプライアンスコストの増加である。また、もう一つの課題は法人税法改正の初年度には企

業がルールを導入するまでの準備期間として設けられると予測される適用免除基準（セーフハーバー）の内容である。

本稿では、「第二の柱」の詳しい内容を確かめつつ、国際最低法人税が与える影響について探究していきたい。具体的に、Ⅰでは、グローバル税源浸食防止ルール（Global Anti-Base Erosion Model Rules, GloBE Rules）（以下、「GloBEルール」という。）の導入までの詳細な経緯を浮き彫りにする。Ⅱでは、実際に日本で導入される国際最低法人税をGloBEルールと比較しながら明らかにしていく。Ⅲでは国際最低法人税の計算構造を明らかにし、そこに内在する問題を指摘する。Ⅳでは国際最低法人税導入初年度のセーフハーバーについて整理していく。

## Ⅰ GloBEルール導入の経緯

本章では、まず三つの国際協調（2000年以降に課税当局間の情報共有ネットワークが強化されたこと、2012年にOECDがBEPSプロジェクトを開始したこと、2015年以降に「BEPS2.0」を開始したこと）を踏まえて、最低税率に関する国際的な動向を通時的に分析する。次に第二の柱の議論の始まりに注目し、最低税率の位置づけを明らかにする。最後にGloBEルール制定の背景を述べる。

### （1）国際最低課税をめぐる議論の底流

本稿で取り扱う第二の柱は、行動計画5に対応するものとして、2020年10月14日の「第二の柱のブループリント（Tax Challenges Arising from Digitalisation - Report on Pillar Two Blueprint, BP）」を起点にすると一般的に考えられている<sup>2</sup>。しかし、国際最低課税に関する議論は、BP以前に遡ることができる。ここでは、国際最低課税をめぐる議論の底流を通時的な分析で明らかにする。

国際最低課税が世界的に合意された事実は、GloBEルールにおいて一般的となっている。このルールに対し、EUは、法人税の最低税率と課税ベースに関する共通ルールを設定する内容を示している（Commission of the European Communities 1992a, p.13）。この報告は1991年1月から1992年2月にかけて開催された「会社税制に関する独立専門家委員会（the Committee of Independent Experts on Company Taxation）」の議論の内容であり（Commission of the European Communities 1992b, p.5）、「ルーディング報告（Ruding tax report）」として知られている。

「ルーディング報告」の具体的な内容は、過度な租税競争を防止するために最低税率を設けることである。また、企業に対して最低法人税率30%を課すという指令草案の作成を委員会へ勧告している（Commission of the European Communities 1992b, p.13）。結果として、この勧告に対する加盟国の合意は得られなかった<sup>3</sup>が、税の引き下げ競争が行われている状況や最低税率に関する内容が公表されたことは明らかである。そのため、本稿における国際最低課税をめぐる議論の起点は「ルーディング報告」にあるとする。

この報告に続き、租税回避や租税競争に対抗することを目的とし、EUでは1997年12月1日に「租税パッケージ」（EUR-Lex 1998）が採択<sup>4</sup>され、OECDでは「有害な租税競争プロジェクト」<sup>5</sup>の議論が開始された。「有害な租税競争プロジェクト」に関して、1998年4月9日に公表されたレポート<sup>6</sup>（OECD 1998, p.3）には、有害な税制を特定するために使用される要素を定義し、有害な税制に対抗する19の広範な勧告を行う旨が述べられている。また、2000年6月16日に公表された、同プロジェクトのレポート（OECD 2000, p.8）では、租税委員会による「有害税制フォーラム」の活動成果の報告とともに、1998年のレポートで定義づけられた有害税制、タックスヘイブンの判定基準に沿って、具体的に該当事例が提示されている。二つのレポートの内容から、「有害な租税競争プロジェクト」は行動計画5に繋がり、第

二の柱の伏線であるといえる。

「有害な租税競争プロジェクト」が行われている2000年には、国際的脱税の防止を目的とした課税当局間の情報共有ネットワークが強化された。これは一つ目の国際協調の動きである。また、2001年9月11日に同時多発テロが発生したことにより、不透明な資金の流れに対する警戒を強め、租税条約上の情報交換がさらに強化された。その後、2002年4月に「モデル租税情報交換協定 (Model TIEA)」の策定 (OECD 2018a)<sup>7</sup>、2005年7月15日に「モデル租税条約」の改正<sup>8</sup>が実施された (OECD 2005)。2009年9月に開催された、「税の透明性及び情報交換に関するグローバル・フォーラム」<sup>9</sup> (OECD 2009) 以降、各国が国内法の遵守を確保できるよう、透明性の向上と効果的な情報交換の確立に取り組んだ<sup>10</sup>。2005年から2009年の間には世界各国の金融市場が混乱に陥り、景気が低迷した。これは、2008年9月15日に起こったリーマン・ブラザーズの倒産に端を発する、リーマンショックが背景にある<sup>11</sup>。IRS (2022) によると、リーマンショック後の2010年に「雇用回復奨励法 (HIRE)」の一部として制定された「米国FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act)」<sup>12</sup>が重要な進展を見せた。この法律は、オフショア口座に投資をしている米国人による脱税に対抗することが目的である。

2012年6月19日には、第7回G20 (墨・ロスカボス) 首脳会合宣言において、グローバル・フォーラムとOECDが国際租税協力の着実な進展を報告すると同時に、一部の多国籍企業による課税ベースの浸食と利益移転の問題に取り組む予定を示した (OECD 2012)。これにより、OECD租税委員会は国際協調の二つ目の動きである、BEPS<sup>13</sup>プロジェクトを開始した。しかし、BEPSが多くの国・地域にとって問題であることが明らかになり、この分野の進捗状況に関する報告として、2013年2月12日に「BEPSへの対応 (Addressing Base Erosion and Profit Shifting)」が公表された (OECD 2013a)。同年7月19日には「BEPS行動計画 (Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting)」が示されている (OECD 2013b)。そして、同年9月

の第8回G20（露・サントペテルブルク）首脳会合宣言でBEPS行動計画を全面的に支持し、必要に応じて計画を充実させるためのメカニズムを導入することを提示している（OECD 2013c, p.12）。当該15の行動計画の検討を進める中、2014年7月15日には金融機関や納税者が遵守すべき共通の手続きなどを定めた国際基準である「共通報告基準（Common Reporting Standard, CRS）」が承認された（OECD 2017, p.3）。この基準の目的も脱税や租税回避を防止することである。具体的には、各国・地域が金融機関から取得した情報の交換を自動的に年単位で行うことを求めている。

2015年10月5日に最終報告書が公表された（OECD2015a）。このうち、「BEPS行動計画1最終報告書デジタル経済の課税上の課題への対応」（OECD 2015b）は国際協調の三つ目の動きである。この動きはBEPSプロジェクトの後継として、「BEPS2.0」と称する。

図表1-1は、「BEPS2.0」までの最低課税に関する議論の経緯を表したものである。

図表1-1 BEPS行動計画までの経緯（1992-2015）

1992年	「ルーディング報告」
1997年 12月1日	「租税パッケージ」 A package to tackle harmful tax competition in the European Union
1998年 4月9日	有害な租税競争プロジェクト「1998年レポート」 “HARMFUL TAX COMPETITION An Emerging Global Issue”
2000年	国際的脱税の防止を目的とした課税当局間の情報共有ネットワーク強化
2000年 6月16日	有害な租税競争プロジェクト「2000年レポート」 “Towards Global Tax Co-operation”
2001年 9月11日	同時多発テロ “Attacks of Sept.11.2001”
2002年 4月	「モデル租税情報交換協定（Model TIEA）」 “Tax Information Exchange Agreements（TIEAs）”
2005年 7月15日	「モデル租税条約」改正 “Model Tax Convention on Income and on Capital: Condensed Version 2005”

2008年 9月15日	リーマンショック (The global financial crisis) による世界的な大不況
2009年 9月2日	税の透明性及び情報交換に関するグローバル・フォーラム “Tax Co-operation 2009: Towards a Level Playing Field-2009 Assessment by the Global Forum on Transparency and Exchange of Information”
2010年	「米国FATCA」 The Foreign Account Tax Compliance Act
2012年 6月19日	第7回G20 (墨・ロスカボス) 首脳会合宣言を受けてBEPSプロジェクトを開始
2013年 2月12日	「BEPSへの対応」 “Addressing Base Erosion and Profit Shifting”
7月19日	「BEPS行動計画」 “Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting”
9月	第8回G20 (露・サンクトペテルブルク) 首脳会合宣言でBEPS行動計画を全面的に支持
2014年 7月15日	「共通報告基準 (CRS)」 Common Reporting Standard
2015年 10月5日	「BEPS最終報告書」 “OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project Explanatory Statement 2015 Final Reports” 「BEPS行動計画1 最終報告書デジタル経済の課税上の課題への対応 (BEPS2.0)」 “OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy ACTION1: 2015 Final Report”

出所) 筆者作成。

## (2) 第二の柱にいう最低税率

前述では国際最低課税をめぐる議論の起点は一般的に考えられている2020年10月14日のBPではなく、実際はそれ以前の1992年の「ルーディング報告」にあるとして、GloBEルールの底流について述べてきた。ここでは第二の柱にいう最低税率に注目し、いつから議論が始まっているかを明らかにする。

2016年6月1, 2日に行われたOECD閣僚会議では、BEPSプロジェクトの下での国際的な租税制度強化のイニシアティブの採択及び税の自動的情報交換 (AEOI) の更なる作業を歓迎された (OECD 2016, p.2)。2018年3月16日に公表された「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に係る中間報告書」

では、現行ルールの特長は利益移転の機会を生み出していることであり、無形資産、特に知的財産への依存度が高まっている中、デジタル化によって、企業が生産プロセスを様々な国に分散させることができるようになったと明記されている（OECD 2018b, p.3, 24）<sup>14</sup>。

2019年5月31日に公表された「経済の電子化に伴う課税上の課題に対するコンセンサスに基づく解決策の策定に向けた作業計画」では、第一の柱については見直し、第二の柱については軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入を目指すことが示され<sup>15</sup>（OECD 2019, p.6）、最低税率を課す包含規則について検討することとされた（OECD 2019, p.27）。ここでOECDが初めて第二の柱にいう最低税率について言及した。

2020年1月頃から世界中で大流行した新型コロナウイルスにより各国が巨額の財政出動を繰り返し、税財源の確保が必要になった（日本経済新聞2021年10月9日土曜版）。これが転機となり、国際社会の結束の糧にして、租税競争が引き起こす問題に対するグローバルな解決策を見出すことが求められた（陣田 2020、76頁）。

その後、OECDからこれらの二つの柱に関しそれぞれ提案がされ、2020年1月29、30日に行われた「第8回 BEPSに関する包括的枠組み会合」において公表された「第一の柱の統合的アプローチ（Unified Approach）に係る制度の大枠と第二の柱の進捗報告書」では、第一の柱の概要が合意されるとともに、第二の柱に関する進捗に対して歓迎が示され<sup>16</sup>（OECD 2020a, p.4）、対象となる支払いの範囲、最低税率テストの設計（the design of the minimum tax rate test）、必要な調整の範囲、最小限の閾値の使用、課税対象ルールと課税対象外支払いルールの役割について検討する予定が示された（OECD 2020a, p.30）。2020年末までに最終報告書を取りまとめることとされている<sup>17</sup>（OECD 2020a, p.4）。

2020年10月12日に「経済のデジタル化に伴う課税上の課題－ブループリントに関する報告書（第一・第二の柱）」（OECD 2020b）、2020年10月14日

にBPが公表され、第二の柱は残りのBEPS問題に対処することを目的としたグローバル・ミニマム税 (a global minimum tax) に焦点を当てた (OECD 2020c, p.5, 12)。2021年7月1日に「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する二つの柱の解決策に関する声明 (大枠合意)」が公表された。第二の柱とは各国が自国の課税基盤を保護するために利用できるグローバルな最低法人税率 (a global minimum corporate tax rate) を導入することにより、法人所得税をめぐる競争に歯止めをかけることであると明記されている (OECD 2021a)。

2021年7月9、10日、G20財務相は多国籍企業の利益の再配分と実効的なグローバル・ミニマム税に関する二つの柱の主要な構成要素を支持<sup>18</sup>し、(G20 2021a, p.2) 2021年10月8日OECDは「2021年10月声明」を公表した。IIR及びUTPRの目的で使用される最低税率は15%とされた (OECD 2021b, p.4)。また、OECDはBEPS包括的枠組みメンバーである140の国・地域のうち136の国・地域<sup>19</sup>が、多国籍企業が事業を行う場所において公平な税を負担することを確保するための二つの柱について合意した (PwC 2023)。

同月30、31日のG20ローマ首脳宣言でこの合意は「より安定的で国政な国際課税制度を確立する歴史的な成果」(G20 2021b, p.11) と評価された。また、2020年内の合意を目指していた残された論点<sup>20</sup>について国際的合意が成立した。日本は第二の柱を導入するために法人税法82条が改正され、新たに82条から82条の10までが追加された (財務省 2023a, 16-45頁)。

2021年12月20日OECDが15%ミニマム税「モデル規則」、2022年3月14日にOECDが15%ミニマム税「コメンタリー」を公表した。以上の年表をまとめたものが図表1-2である。

図表1-2 モデル規則、コメントリまでの経緯 (2016-2022)

2016年 5月26, 27日	G7 伊勢志摩サミット <sup>21</sup> G7 Ise-Shima Summit
6月1, 2日	OECD閣僚理事会 Meeting of the Council at Ministerial Level
6月末	「BEPS包摂的枠組み」立ち上げ <sup>22</sup> “Inclusive framework on BEPS”
2018年 3月16日	「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に係る中間報告書」 “Tax Challenges Arising from Digitalisation -Interim Report 2018”
2019年 5月31日	「経済の電子化に伴う課税上の課題に対するコンセンサスに基づく 解決策の策定に向けた作業計画」 “Programme of Work to Develop a Consensus Solution to the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy”
2020年 1月頃	新型コロナウイルス (COVID-19) の世界的流行
1月29, 30日	「第一の柱の統合的アプローチ (Unified Approach) に係る制度の 大枠と第二の柱の進捗報告書」 “Statement by the OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS on the Two-Pillar Approach to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy”
10月12日	「経済のデジタル化に伴う課税上の課題 - 青写真 (Blueprint, BP) に関する報告書 (第一・第二の柱)」 “Tax and digital: OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS invites public input on the Pillar One and Pillar Two Blueprints”
10月14日	「第二の柱のブループリント」 “Tax Challenges Arising from Digitalisation - Report on Pillar Two Blueprint”
2021年 7月1日	「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する二つの柱の解決 策に関する声明 (大枠合意)」 “130 countries and jurisdictions join bold new framework for international tax reform”
7月9, 10日	G20財務大臣・中央銀行総裁会議 “G20 Finance Ministers and Central Bank Governors Meeting, Venice”
10月8日	「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する二つの柱に関す る声明」 “Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy”
10月30, 31日	G20ローマ首脳宣言 “G20 ROME LEADERS' DECLARATION”
12月20日	15%ミニマム税「モデル規則」 “Tax Challenges Arising from Digitalisation of the Economy - Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two)”

2022年 3月14日	15%ミニマム税「コメンタリー」 “Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Commentary to the Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two), First Edition”
----------------	--

出所) 筆者作成。

### (3) GloBEルール成立の背景

租税回避や租税競争への対抗措置として国際最低課税は20年近くにわたってOECD含め欧州中心に考えられてきた。OECDが2019年5月31日に第二の柱である最低税率について言及し、新型コロナウイルスの世界的流行も重なったこともあり、世界全体で租税回避や租税競争への対抗策を講じることになった。だが実際にGloBEルールの作成はOECD主導によって行われたのだろうか。時系列をもとに再考する。

まず、国際的に租税回避を行っている企業の超過利益に対して課税するという考えを示したのは米国である。2017年12月20日米国議会の上院及び下院は“Tax Cuts and Jobs Act of 2017”（以下、「税制改正法」という。）を可決し、同年12月22日にトランプ元大統領が署名し成立した。法人税関連の改正項目は様々あるが、その中の一つに全世界軽課税無形資産所得（Global intangible low-taxed income, GILTI）<sup>23</sup>がある（吉村 2022b、31頁）。国際的に知識集約産業への産業構造の転換が進むに当たって、企業の無形資産投資比率が高まった。無形資産は多国籍企業の国際的な租税戦略と密接に結びついており（河音 2020、125、126頁）、国際的な租税回避を行っている企業に対して課税するという考えはこれを始めとしている。

そして、多国籍企業の軽課税国を利用した租税回避に対抗する措置として作成されることになる第二の柱は、①無形資産の重大性の増大、②先進国の国内産業空洞化、そして③法人税率の引き下げ競争の激化といった経済的背景を考慮するとOECDが国際的な共通アプローチとして国際最低課税を提案することは必要不可欠な状況であった（陣田 2020、85頁）。

このような状況下で2021年5月28日に米国財務省はホワイトハウス予算

案及びバイデン政権増税案の詳細を示した“General Explanation of the Administration’s Revenue Proposals”（以下、「グリーンブック」という。）を公表した（EY税理士法人2021）。グリーンブックでは法人に対する全世界の帳簿利益に最低15%の課税を行うことを明記しており（Department of the Treasury 2021, p21）、国際最低課税導入の流れを示唆している。そして、バイデン政権にとっての課題はグリーンブックをもとに提案した“Build Back Better”（以下、「BBB案」という。）<sup>24</sup>の実現である。BBB案は2021年11月19日に下院を通過したものの、米民主党のジョー・マンチン上院議員の反対により上院での審議が承認されなかった。上院を通過させるには財政への悪影響や高インフレの加速、法人税増税の規模縮小といった調整が必要であった（日本貿易振興機構2021、PwC税理士法人2022、1、2頁）。

これを受け発表されたのが2022年8月16日にバイデン大統領が署名し成立した“Inflation Reduction Act of 2022, IRA”（以下、「インフレ削減法」という。）である。ここではグリーンブックでの最低税率課税の提案をうけて法人代替ミニマム税（Corporate Alternative Minimum Tax, CAMT）の導入を謳っている。CAMTとは、「暫定ミニマム税」が「通常法人税」を超過する額であり、超過額がない場合はCAMTをゼロとして扱うものとして制定された。CAMTが課せられる場合、翌課税年度以降、通常法人税にBEATミニマム税<sup>25</sup>を加算した金額が暫定ミニマム税を超過する額を限度に税額控除として通常法人税から差し引くことができる（EY税理士法人2022）。CAMTを米国のみが導入した場合企業が海外に流出してしまい、米国が自国の利益を損なってしまう。この点について吉村（2021、79頁）は「民主党（バイデン）政権は、トランプ政権時代に大きく引き下げられた法人税率の引上げを主要政策の一つに掲げた。そして、米国法人のみが法人税率を引き上げることの副作用（企業の海外流出）を緩和するため、国際的な最低課税率の導入（第二の柱）に積極的に取り組む姿勢を見せたのである。」と述べている。

時系列で整理すると、グリーンブックの前年にOECDはBPを公表し、さらに、インフレ削減法は「2021年10月声明」が発表されたのちに成立している。国際最低課税導入に当たってGloBEルールにCAMTが追従した形になっているが、実際は米国が自国の利益を損なわないよう国際最低課税の成立に大きく影響を与えていたといえる。

## II 国際最低課税額に対する法人税

GloBEルールは、連結財務諸表における年間総収入金額が7億5000万ユーロ以上の多国籍企業グループ（モデル規則 § 1.1.1.）に属する構成事業体に対して、親事業体の所在地や活動場所がどこであろうと最低税率（15%）に達するまで課税する趣旨で制度設計が行われている。2021年12月20日付でモデル規則、翌2022年3月14日付でモデル規則の解説を記載したコメントリーが公表され、モデル規則は共通アプローチとして位置づけられている。

日本においても共通アプローチに沿って制度設計が行われており、令和5年度税制改正ではグローバル・ミニマム課税の導入に向けて IIRに関する条項が追加された。しかし、政省令公表から間もないため、本章では共通アプローチによりGloBEルールの内容を整理した上で、日本独自の取扱いについて言及する。

次いで、GloBEルールの適用ステップについて具体例をあげながら説明する。また、他のグローバル・ミニマム課税のルールであるUTPR及び国内ミニマム課税（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax, QDMTT）などはOECDにおいて令和5年以降に詳細が議論される予定であるため、令和6年度税制改正以降の法制化が検討されている。なお、令和5年度税制改正により新たに創設されたIIRは2024年4月1日以降開始会計年度から適用され、最初の申告納付期限（3月決算法人）は2026年9月30日となる（法人税法82の6②）。

## (1) 国際最低課税額に対する法人税の概要～モデル規則を踏まえて～

GloBEルールにおいて、実効税率 (Effective Tax Rate, ETR) は最低税率に達しているか否かの基準となるものである。多国籍企業グループの国・地域におけるETRは、当該会計年度について、その国・地域に所在する各構成事業体の調整対象租税 (Adjusted Covered Taxes) の合計額をGloBE純所得 (Net GloBE Income) で除して計算した値である (モデル規則 § 5.1.1.)。算定の分母であるGloBE純所得は、特定の国・地域に所在する各構成事業体の財務会計上の税引後利益又は損失に、調整を加えることによってGloBE損益を求め (モデル規則 § 3.1.1.)、その後、当該国・地域に所在するすべての構成事業体のGloBE損益を合計することにより算定する (モデル規則 § 5.1.1.)<sup>26</sup>。なお、ここで用いられる財務諸表はIFRS及び各国において一般に公正妥当と認められた財務会計基準により作成されたものでなければならない (モデル規則 § 10.1.1.)<sup>27</sup>。次いで、分子に当たる調整対象租税は個々の構成事業体に課された対象租税に調整を加えた後、その国・地域に所在するすべての構成事業体について調整対象租税を合計する。対象になるのは法人所得に対する税であるが、適格IIRで親事業体に生じる上乗せ税額 (Top-up Tax) は含まない (モデル規則 § 4.2.2. (a))<sup>28</sup>。また、QDMTTで構成事業体に生じる上乗せ税額も調整対象租税には含めず (モデル規則 § 4.2.2. (b))、各法域の上乗せ税額の算定に当たり控除する (モデル規則 § 5.2.3.)。なお、QDMTTとは、当該国・地域の国内法に含まれるミニマム税を指し、GloBEルールと同等の方法で当該国・地域に所在する構成事業体の超過利益を決定すること等を意味する (モデル規則 § 10.1.1.)。

以上の条件で求めたETRを15%から控除した差が上乗せ税率となり、そこに超過利益 (Excess Profit) を乗じた金額を上乗せ税額として納付する (モデル規則 § 2.1.1.; 5.2.1.-5.2.5.)。なお、超過利益はGloBE純所得から実体に基づくカーブアウト、すなわち実体ベース所得控除 (Substance Based Income Exclusion, SBIE) を差し引くことにより算定する (モデル規則 §

5.2.2.;5.3.1.-5.3.7.)。これらをまとめたものが次の算式である。

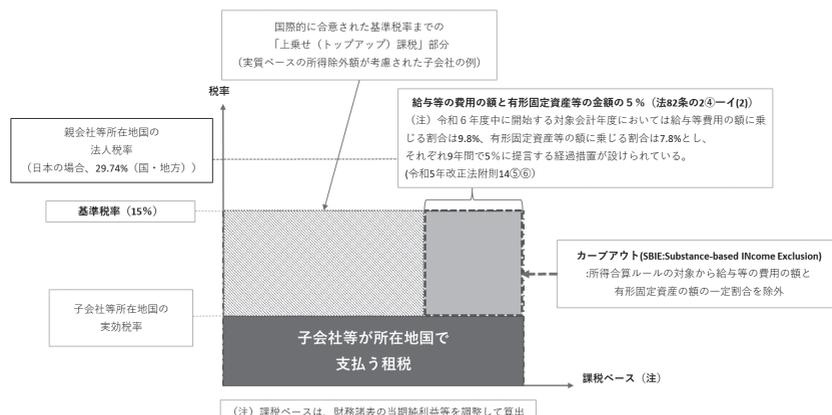
$$\text{ETR} = \text{調整対象租税} \div \text{GloBE純所得}$$

$$\text{上乗せ税率} = 15\% - \text{ETR}$$

$$\text{国別上乗せ税額} = [\text{超過利益 (GloBE純所得} - \text{SBIE)} \times \text{上乗せ税率}] + \text{追加当期上乗せ税額} - \text{QDMTT}$$

法人税法82条の2では、構成会社等に係るグループ国際最低課税額とは、当該対象会計年度の当該所在地国に係る当期国別国際最低課税額、当該対象会計年度の当該所在地国に係る再計算国別国際最低課税額、当該対象会計年度の当該所在地国に係る未分配所得国際最低課税額の合計額から当該対象会計年度の当該所在地国に係る自国内最低課税額に係る税の額を控除した残額であると定義されている。なお、IIRの計算構造は図表2-1のとおりである。

図表2-1 IIRの構造



出所）「国税庁グローバル・ミニマム課税への対応に関する改正のあらまし」2頁をもとに筆者作成。

ここで、法人税法とモデル規則の定義や語義の相違点を列挙する。なお、政省令に関しては、公表後間もないためここでは考慮しないものとする。ま

ず税額の計算に関して、法人税法82条の5で各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の課税標準国際最低課税額に100分の90.7の税率を乗じて計算した金額とされている。残りの9.3%に関しては、地方法人税法24条の3で特定基準法人税額に対する地方法人の額は、各課税対象会計年度の課税標準特定法人税額に907分の93の税率を乗じて計算した金額と定められているため、地方法人税に分類される。モデル規則に記載がないこと及び日本の地方法人税法に記載があることから、この国際最低課税額の内訳に関しては日本独自の規則であると推察できる。また、ETRに関しても、モデル規則より日本の法人税法の方が算定式の分母の定義が厳密であることを明らかにした。次に投資会社の語義に関して、法人税法とモデル規則とは定義の範囲が異なる。前者では法人税法82条十六号において投資会社等、不動産投資会社等、投資会社等又は不動産投資会社等が直接又は間接に有する会社等として一定の会社等、保険投資会社等が各種投資会社等として定義されている一方、後者では§ 10.1.1において定義されている各種投資会社等に保険投資会社が含まれていない。以上が法人税法とモデル規則を対照して明らかとなった相違点である。

## (2) 国際最低課税額に対する法人税の適用ステップ

### 1) IIRとUTPRについて

まず、IIRとUTPRの概要について整理しておく。IIRとは、日本に所在する当該会計年度において適格IIRを適用することが求められている最終親事業体 (Ultimate Parent Entity, UPE) と中間持株会社 (Intermediate Parent Entity, IPE)、若しくは会計年度中のいずれかの時点で低税率構成事業体の所有権を (直接的又は間接的に) 保有する日本にある部分被所有親事業体は、当該会計年度の低税率構成事業体の上乗せ税額<sup>29)</sup>の割当分と同額を納税する制度のことである。IIRが適用される過程として、始めに国ごとに対象となる構成事業体を特定する。次に、グループ会社ごとにGloBE損益を

計算する。GloBE損益は連結財務諸表上の税引前純損益に税金や一部の配当金を加減算するなどの調整を行い、算定する。その後、このGloBE損益を全グループ分合算してGloBE純所得を求める。最後に、国ごとのETRと上乗せ税額を計算し、最後にIIRの適用パターンに基づいて、親事業体に帰属させることでIIRが適用される。

また、UTPRとは多国籍企業グループのUPEやIPEがIIRを適用することが求められていない場合、又は親事業体の所在国のETRが最低税率の15%を下回っている場合に、IIRを補完するものとして用いられる制度のことである。日本に所在する投資事業体を除く多国籍企業グループの構成事業体は、その法域に割り当てられた会計年度のUTPR追加税額に相当する現金の追加納税額分の損金算入が認められず、追加納税額分を子会社で負担する（モデル規則 § 2.4.1.-2.4.3.）。UTPRが適用される過程として始めにUTPRの上乗せ税額を算定する。次にIIRによって課税される額を算定する。そのIIR課税額をUTPRの上乗せ税額から差し引き、差し引いた額をUTPR実施国に配分することでUTPRが適用される。

## 2) IIRとUTPRの適用パターン

次に、実際にIIRとUTPRがどのように適用されるのかを実際数値例を交えて見ていく。

### ① IIRの適用パターン

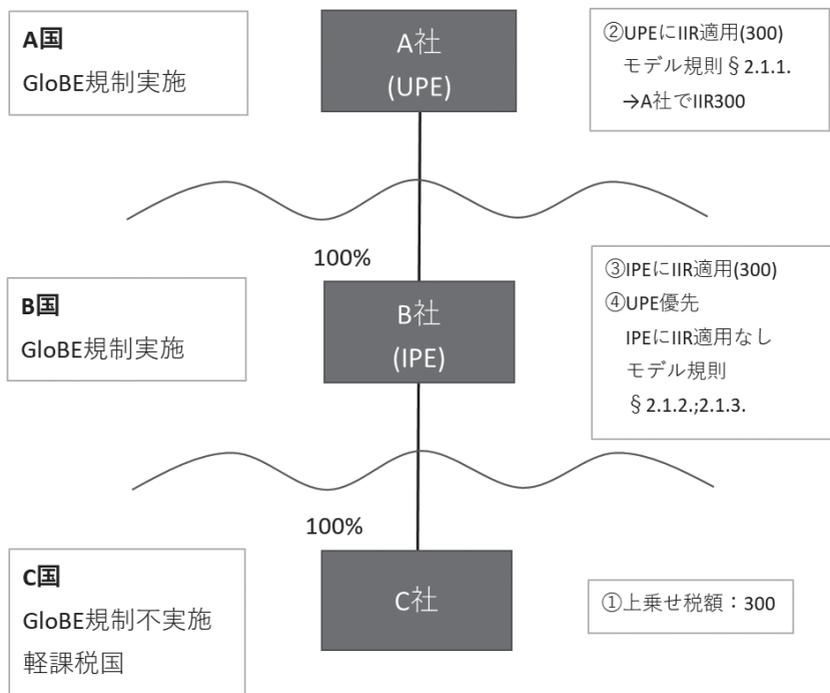
#### 1. トップダウンアプローチ（モデル規則 § 2.1.1.-2.1.3.）

##### (ア) UPEが居住する国がGloBEルールを実施する場合

A国、B国、C国に居住する三つの構成事業体からなる多国籍企業グループを考える。A国とB国ではIIRが適用されているが、C国では当該ルールは適用されていない軽課税国だと仮定する。UPEはA国に居住するA社で、B国に居住するB社はIPE、そしてB社はC国に居住するC社の完全親事業体である。ここでは、上乗せ税額を300とする。この条件をまとめたのが図表2-2である。モデル規則 § 2.1.1.よりA社に、モデル規則 § 2.1.2.よりB社に

IIRが適用される。モデル規則 § 2.1.3よりA社が優先され、C社の上乗せ税額300はA社が負担する（図表2-2）。

図表2-2 UPEが居住する国がGloBEルールを実施する場合

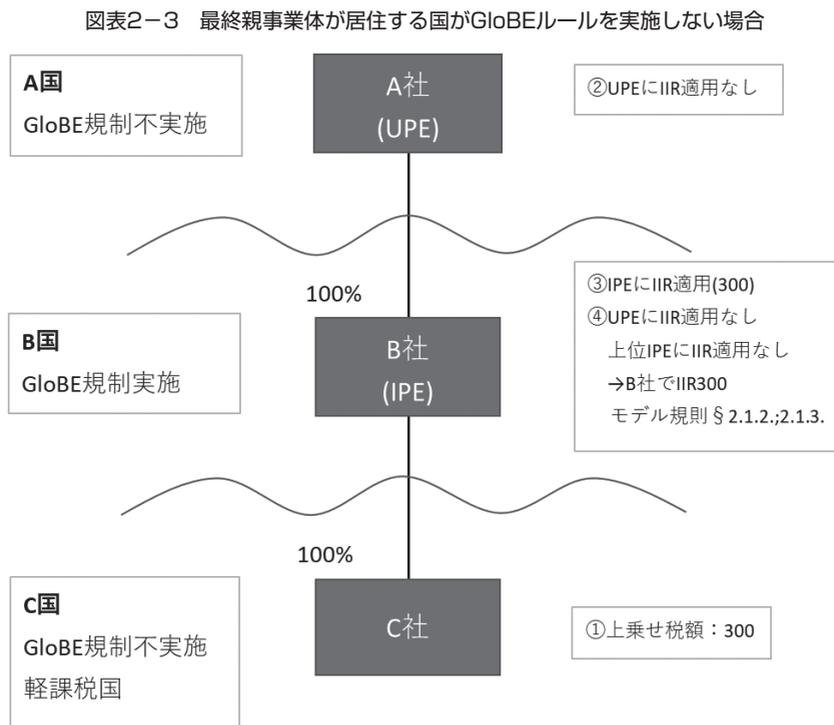


出所) 筆者作成。

### (イ) UPEが居住する国がGloBEルールを実施しない場合（モデル規則 § 2.1.2.;2.1.3.）

A国、B国、C国に居住する三つの構成事業体からなる多国籍企業グループを考える。A国とC国ではIIRが適用されないが、B国では当該ルールが適用される。UPEはA国に居住するA社で、B国に居住するB社はIPE、そしてB社はC国に居住するC社の完全親事業体である。ここでは、上乗せ税額を300とする。A社はIIRを適用されず、モデル規則 § 2.1.2.;2.1.3.よりB社にIIR

が適用され、C社の上乗せ税額300はB社が負担する（図表2-3）。



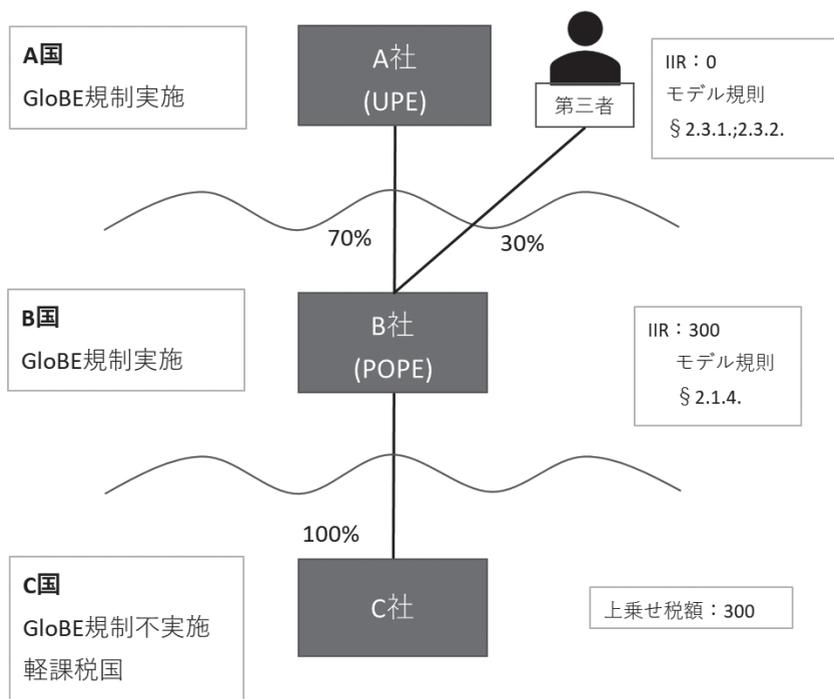
出所) 『国際税務』 2022年6月号、20頁をもとに筆者作成。

(ウ) 例外 部分被保有中間親事業体 (Partially-Owned Parent Entity, POPE) が存在する場合 (モデル規則 § 2.1.4.; 2.3.1.; 2.3.2.)

トップダウンアプローチの例外としてPOPEが挙げられる。UPEによるIPEに対する支配が80%未満である場合、そのIPEの少数株主 (20%超) の持分に対してGloBEルールを適用しない可能性がある。そこでUPEが上乗せ税額負担せず、1階層下がって、IPEでIIRが適用される。A国、B国、C国に居住する三つの構成事業体からなる多国籍企業グループを考える。A国とB国ではIIRが適用されているが、C国では当該ルールは適用されていない軽

課税国だと仮定する。UPEはA国に居住するA社で、B国に居住するB社はA社に株式を70%、第三者に30%保有されているPOPEで、そしてB社はC国に居住するC社の完全親事業体である。ここでは、上乗せ税額を300とする。この条件をまとめたのが図表2-4である。A社にIIRを適用しようとする場合、C社に対するA社の持株比率70%しか上乗せ税額を負担させられないため、1階層下がったB社にIIRを適用することで少数株主の持分も含めて上乗せ税額を広げる（モデル規則 § 2.3.2.）。よって、A社の上乗せ税額は0となる。

図表2-4 部分被保有中間親事業体が存在する場合



出所)『国際税務』2022年6月号、20頁をもとに筆者作成。

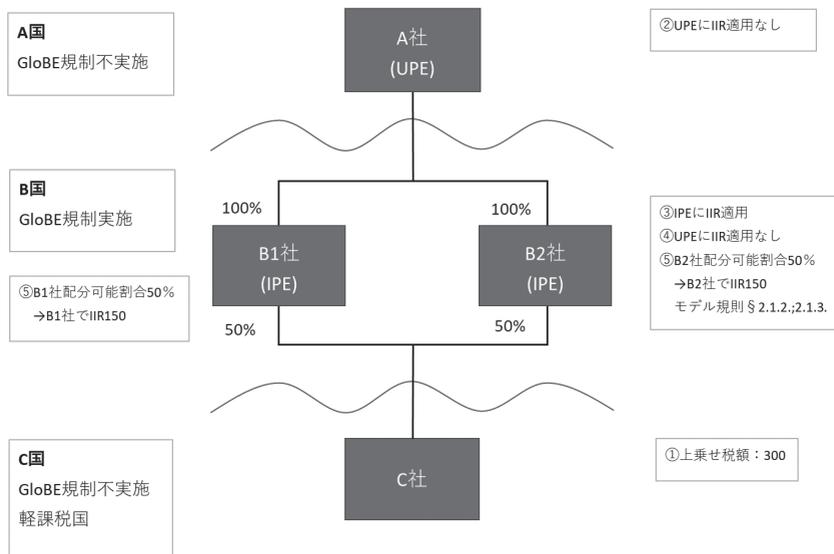
## 2. 配分可能割合（モデル規則 § 2.1.1.;2.1.2.;2.2.1.）

A国、B国、C国に居住する構成事業体をそれぞれA社（UPE）、B1社

(IPE)、B2社 (IPE)、C社とする。A国とB国ではIIRが適用されているが、C国では当該ルールは適用されていない軽課税国だと仮定する。B1社とB2社はC社をそれぞれ50%ずつ保有しているものとする。ここでは、上乗せ税額を300とする。この条件をまとめたものが図表2-5である。

モデル規則 § 2.1.1よりA社に、モデル規則 § 2.1.2よりB1社、B2社にIIRが適用される。トップダウンアプローチによりA社にIIRの適用がなく、B国に所在するB1社、B2社にIIRが適用される。その後上乗せ税額300をモデル規則 § 2.2.1に基づいて親事業体の包含率によって按分する。今回の場合、C社をB1社、B2社それぞれ50%ずつ保有しているため、上乗せ税額300を50%の150ずつB1社、B2社に按分し、負担する。

図表2-5 配分可能割合



出所) OECD (2022b, p6) をもとに筆者作成。

## ② UTPRの適用パターン

### 1. 上乗せ税額の全額をIIRで適用可能な場合（モデル規則 § 2.5.2.）

UTPRは上乗せ税額のうち、IIRで補足できない部分を補完するためのものであるため、IIRで上乗せ税額全額に適用できるならUTPRは適用されない。

### 2. 上乗せ税額の一部をIIRで適用不可能な場合（モデル規則 § 2.5.1.;2.5.3.）

多国籍企業グループの親事業体によるグループ全体の持分とIIR適用会社の子会社持分ですれが生じ、上乗せ税額の一部に対してIIRを適用できない場合が発生する。その際は、UTPRの上乗せ税額から、IIR課税額を引いた額がUTPRとして課税適用となる。

## ③ IIRとUTPRの複合適用（横の配分）

（モデル規則 § 2.1.1.;2.1.2.;2.1.3.;2.1.4.;2.2.1.;2.3.1.;2.3.2.;2.5.;2.5.3.）

A国、B国、C国とD国に居住する7つの構成事業体からなる多国籍企業グループを考える。A国ではGloBEルールが適用されていないが、B国とC国では当該ルールを適用している。A社はA国に居住するUPEで、同社はB国に居住するB社、C国に居住するC社、D国に居住するD1からD4社について直接株式を保有している。そして、B社は、D国に居住するD1社とD2社の、C社は、D国に居住するD3社の株式を保有している。D1社からD4社はそれぞれ所得1,000、3,000、4,000、2,000で、税額100、400、200、300とする。この条件をまとめたものが図表2-6である。

この場合のD国に居住する構成事業体のETRはどのように算出されるのか。また、IIRは適用されるのか。もしそうならば、どの会社がどの国に納税するのかを考える。最低税率はGloBEルールに準拠した15%とする。

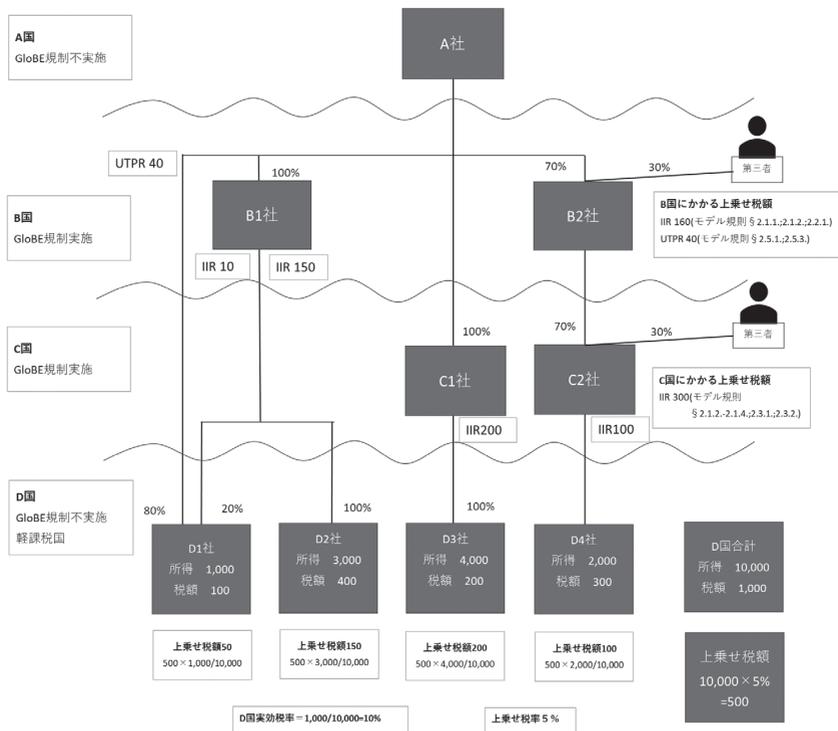
図表2-6の場合、D国におけるETRは国・地域別に算定され、D1社からD4社までの所得と納税額をそれぞれ合算して計算されることから、 $\{(100+400+200+300) \div 10,000\}$ 、すなわち、10%と算出される。これは最低税率15%を下回っているので、GloBEルールが適用されることとなる。そし

て、このときの上乗せ税率は、最低税率15%からETR10%を控除した5%となる。

よって上乗せ税額D1社は $500 \times 1,000 \div 10,000 = 50$ 、D2社は $500 \times 3,000 \div 10,000 = 150$ 、D3社は $500 \times 4,000 \div 10,000 = 200$ 、D4社は $500 \times 2,000 \div 10,000 = 100$ である。

UPEの居住するA国ではIIRが適用されていないことから、B1社とC1社とC2社においてIIRが適用されるトップダウンアプローチが採用されている。まずB1社は、その子会社であるD1社を20%保有しているため、D1社の上乗せ税額の20%である10と100%保有しているD2社の上乗せ税額150の合計160がIIRによって適用される（モデル規則 § 2.1.1.;2.1.2.;2.2.1.）。次にC1社は、D3社の上乗せ税額200がIIRによって適用される（モデル規則 § 2.1.2.;2.1.3.）。そして、D1社の80%に当たる上乗せ税額40はUTPRが適用され、B国に配分される（モデル規則 § 2.5.1.;2.5.3.）。D4社の上乗せ税額は、トップダウンアプローチの例外のPOPEに当たるため、B2社が居住するB国に配分されずC2社が居住するC国に上乗せ税額100が配分される（モデル規則 § 2.1.4.;2.3.1.;2.3.2.）。

図表2-6 IIRとUTPRの混合適用



出所) OECD (2020c, p202) をもとに筆者作成。

### III 国際最低課税額をめぐる論点

先の章でも述べたように、GloBEルールは親会社等で上乗せされる税額の求め方を規定している。上乗せ税額は超過利益に上乗せ税率を乗じ、その値に追加上乗せ税額を加算し、QDMTTを控除したものである。また、上乗せ税率は15%からETRを控除したもので、超過利益はGloBE純所得からSBIEを控除することで求められる。GloBE純所得とは国・地域の各構成事業体のGloBE所得とGloBE損益を合計したもので、GloBE純所得のベースとなる金額は、税務上の数値ではなく、構成事業体の会計上の純損益を基礎として調

整項目を加えて計算できる。これらの式をまとめたものは、すでに前章（Ⅱ）において示しているが、以下に再掲する。

$$\text{ETR} = \text{調整対象租税} \div \text{GloBE純所得}$$

$$\text{上乘せ税率} = 15\% - \text{ETR}$$

$$\text{国別上乘せ税額} = [\text{超過利益 (GloBE純所得} - \text{SBIE)} \times \text{上乘せ税率}] + \text{追加当期上乘せ税額} - \text{QDMTT}$$

日本がGloBEルールを適用することで、税額の求め方は法人税法とGloBEルールの二通り存在することになる。ここで結論を先取りしておくとして、GloBEルールにおける調整項目と法人税法には、あまり差はないといえる。具体的に調整項目と法人税法の対応関係について見ると、税引前利益への税額の足し戻しは法人税法38条から41条、配当金の除外は23条、株式処分損益は61条と62条、再評価法による損益は25条、29条、33条、資産・負債の処分損益は62条、非対称為替差損益は61条の8から10、罰金や賄賂の足し戻しは55条、過誤及び会計原則の変更に基づく調整は22条、未払年金費用は7条、9条に対応している。したがって、本章ではまず調整項目とSBIEの制定目的や各項目の具体的な内容について言及する。次いで、GloBEルールを適用することで起こる問題点を具体的に説明する。

### （Ⅰ）GloBEルールにおける利益調整項目

調整項目を加えて計算することにより、GloBE損益は、法人税法における課税所得の計算と整合性が生まれ、GloBEルールにおける多国籍企業グループの所得に対する二重課税を防止することができる。調整項目は1) 税引前利益への税額の足し戻し、2) 配当金の除外、3) 株式の処分損益、4) 再評価法による損益、5) 資産及び負債の処分による損益、6) 非対称為替差損益、7) 罰金や賄賂の足し戻し、8) 過誤及び会計原則の変更に基づく調

整、9) 未払年金費用の9項目である(モデル規則 § 3.2.1.)。

### 1) 税引前利益への税額の足し戻し

モデル規則では税引前利益への税額の足し戻しとは、法人税、QDMTT、GloBEルールにしたがって発生する税金、不適格還付可能帰属税額の純額であると定義している(モデル規則 § 10.1.1.)。

財務上の純利益は各国の法人税額を控除した税引後の数値であるから、法人税額等を足し戻す。QDMTTとはETR計算の一部ではなく、上乘せ税額を直接減額するものであるが、多国籍企業グループの上乗せ税額の負担を軽減するものであり、正味税金費用の調整額を増加させる正の金額である。

GloBEルールに従って発生するすべての税金は、財務会計上の純損益に戻し入れなければならない。費用として計上された不適格還付可能帰属税は構成事業体の所得に当初課される税であるが、所有者への所得分配時に返金されるため、対象税の定義から除外される(コメンタリー § 3.2.1. para.31-33)。

### 2) 配当金の除外

GloBE所得の計算は、グループ内取引の消去を行う前の数値を利用するため、グループ内法人からの配当金の額も計算に含まれることになる。GloBEルールでは、多国籍企業グループが当該発行法人の持分割合10%以上を保有している場合、又は構成事業体が1年以上の期間、当該所有持分の経済的完全所有権を保有している<sup>30</sup>場合に、当該株式からの配当をGloBE所得に含めない。他方で、10%未満かつ1年未満の保有株式からの配当はGloBE所得に含める。以下の図表はこの規定についてまとめたものである(コメンタリー § 3.2.1. para.38)。

図表3-1 配当金の除外

配当金	当該発行法人の持分割合 10%以上を保有している	当該発行法人の持分割合 10%未満を保有している
経済的に1年未満の保有	配当金を含む	配当金を除外
経済的に1年以上の保有	配当金を除外	配当金を除外

出所) コメントリー § 3.2.1. para.38をもとに筆者作成。

### 3) 株式の処分損益

配当金の除外と同様に、株式の保有者による株式の処分損益は原則としてGloBE所得の計算から除外するものとする。これは調整項目の三つ目にあたる。例外として、10%未満の株式の処分損益はGloBE所得に含まれる。除外配当金に関するルールとは異なり、保有株式の期間は関係しない。株式についての評価損益や持分法による損益も、同様にGloBE所得から除外される。例外として、持分割合が10%未満の評価損益をGloBE所得に含めることも同様である。以下の図表は、株式の処分損益がその持分を処分した構成事業体のGloBE損益に含まれるかをまとめたものとなる（コメントリー § 3.2.1. para.55）。

図表3-2 株式の処分損益

処分損益	当該発行法人の持分割合 10%以上を保有している	当該発行法人の持分割合 10%未満を保有している
経済的に1年未満の保有	利益・損失を含む	利益・損失を除外
経済的に1年以上の保有	利益・損失を含む	利益・損失を除外

出所) コメントリー § 3.2.1. para.55をもとに筆者作成。

### 4) 再評価法による損益

財務会計基準では、企業は有形固定資産の会計方針として原価モデル又は再評価モデルのいずれかを選択することができる。これにより、財務会計上の損益に含める場合と含めない場合がある。例えば、日本の会計基準におけ

る減損会計において、評価損失は財務会計上の損失に含まれる。しかし、一般的に評価損益は財務会計上の損益に含まれず、その他包括利益として貸借対照表に反映されることが多い。GloBEルールでは、資産再評価に基づくその他包括利益の損益が及ぼす影響を中立化するため、その他包括利益に含まれる限り、資産再評価に基づく損益をGloBE所得に含めることが定められている（コメンタリー § 3.2.1. para.58）。

### 5) 資産及び負債の処分による損益

資産及び負債の処分による損益とは合併の組織再編成の場合の特別ルールである。一般の資産・負債の処分損益は当然にGloBE所得に含まれるが、「GloBE再編成」<sup>31</sup>の場合にはGloBE所得から除外する。「GloBE再編成」は、おおむね日本の法律の適格組織再編成に対応するものであると考えられる。譲渡益が除外される場合では、この規定によりマイナスの調整が必要となり、譲渡損が除外される場合では、プラスの調整が必要となる（コメンタリー § 3.2.1. para.64, 65）。

### 6) 非対称性為替差損益

非対称性為替差損益とは、財務会計上の機能通貨と、構成事業体の所在する国の税法における課税所得計算上の機能通貨が異なる場合の為替差損益である（モデル規則 § 10.1.1.）。具体的には、構成事業体の課税所得又は課税損失の計算に含まれ、会計機能通貨と税法における機能通貨との間の為替レートの変動に起因するもの、次に構成事業体の財務会計上の当期純利益又は損失の計算に含まれ、税務上の機能通貨と会計上の機能通貨との間の為替レートの変動に起因するもの、三つ目に構成事業体の財務会計上の当期純損益の計算に含まれ、第三の外国通貨と会計機能通貨との間の為替レートの変動に起因するもの、最後に第三の外国通貨とその税法上の機能通貨との間の為替レートの変動に起因するものをいう。これら四つに該当するものが非対称性為替差損益である。会計上と税法上の機能通貨が共通である場合、現地の税制が為替差損益に課税すると定めているかどうかにかかわらず、為替差損益

はGloBE所得に含まれる（コメンタリー § 3.2.1. para.70-74）。

### 7) 罰金や賄賂の足し戻し

七つ目の調整項目である罰金や賄賂の足し戻しに関して、賄賂、不正なキックバック等の違法な支出や罰金は、50,000ユーロ以上のものに限り、GloBE所得に含まれる。これらの支出は、財務会計規則では費用として認められているが、多くの包括的枠組みメンバーにおいて税務上の控除は認められていない（コメンタリー § 3.2.1. para.75-78）。

### 8) 過誤及び会計原則の変更に基づく調整

過誤及び会計原則の変更に基づく調整とは、前事業年度のGloBE損益の計算に影響を与えた前期過誤の修正、又はGloBE損益の計算に含まれる収益又は費用に影響を与える会計原則の変更に起因する構成事業体の期首資本の変化を指す（モデル規則 § 10.1.1.）。この調整は、前年度における対象税額を1億ユーロ以上減少させることを要する過誤の訂正には適用されない。多国籍企業グループは、構成事業体の過去期間の過誤を訂正する場合、誤りが発見された事業年度又は実務上可能な限り速やかに、当該事業体の期首資本を再決定する必要があるが、誤謬がグループ企業間の取引に起因し、両グループ企業において等しく相殺される結果となった場合、その誤謬は連結財務諸表に影響を与えない可能性がある。ただし、GloBEルールにおいては、この調整項目にしたがって、各グループメンバーの期首資本に対する調整を考慮しなければならない（コメンタリー § 3.2.1. para.79-81）。

### 9) 未払年金費用

未払い年金費用に関する調整額は、当該会計年度における年金基金への拠出額と当該会計年度中、財務会計上の純損益の算定において費用として計上された金額との差額である。この調整により、GloBEルール上の費用の認識時期と各国の租税債務の算定との整合性をより高めることができる<sup>32</sup>。また、年金会計に基づく処理の一部をその他包括利益にのみ反映させている一部の許容された財務会計基準のもとで生じ得る複雑な調整や潜在的な競争上の懸

念を回避することができる（コメンタリー § 3.2.1.para.85, 86）。

## （2）GloBEルールにおけるSBIE

SBIEはBPで制定された。制定目的としてはGloBEルールから所在地国における能動的な事業活動を通して生じる固定リターンを除外する観点から定式的なSBIEを検討したからである。固定リターンを除外することによって、GloBEルールをBEPSリスクの高い無形資産所得のような「超過利益」に焦点を当てることがSBIEを設けた目的の一つである（OECD 2020c, p.83）。また、もう一つの目的は、給与及び有形資産の費用に基づくSBIEを設けることで、GloBEルールとして対象とすべきではない低収益ビジネスの除外に繋がることである（OECD 2020c, p.101）。

GloBE純所得はSBIEにより、上乗せ税額の計算のための超過利益を決定するために削減される。多国籍企業グループの申告構成事業体は、当該事業年度について提出されたGloBE情報申告書においてSBIEを計算しない。また、上乗せ税額の計算において主張することにより、SBIEを適用しない年次選択を行うことができる。

各国におけるSBIEは、投資事業体を除く各構成事業体の給与所得控除額と有形資産控除額の合計である。有形資産の控除率は帳簿価格の5%である。有形資産とは有形固定資産（PPE）、天然資源、有形資産の賃借人の使用权、不動産の使用又は天然資源の開発にかかる政府からのライセンス（有形資産への多額の投資を伴うもの）があげられる。有形資産の除外計算には販売、リース又は投資のために保有されている不動産の帳簿価額を含めない。また、帳簿価額は連結財務諸表上の期首と期末の平均として計算される。控除率は有形固定資産簿価の8%である。経過措置として、導入初年度は有形固定資産簿価の8%で10年間の移行期間後5%になる。最初の5年は0.2%ずつ、最後の5年は0.4%ずつ低減する。

二つ目のSBIEである給与の控除率は、控除費用の5%である。当初10%

で10年間の移行期間後に5%になる。最初の5年は0.2%ずつ、最後の5年は0.8%ずつ低減する。対象となる従業者は、構成会社等に雇用される一般的な事業者だけでなく、構成会社等の指揮命令下にある独立契約者も含まれる。給与費用は給与、賃金、健康保険料、年金費用、社会保険料等が含まれる<sup>33</sup>（モデル規則 § 5.2.2;5.3.）。

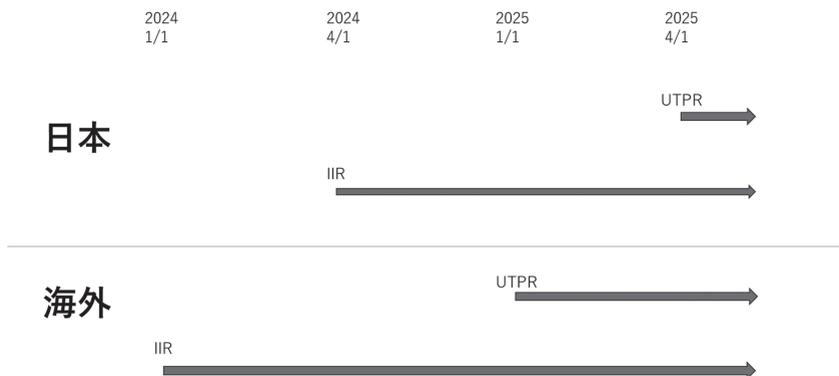
### （3）GloBEルール導入により予測される問題

GloBEルールを導入することで起こる問題は、三つ考えられる。ここでは、1）IIRとUTPRの導入が他国より遅いことによる影響、2）経営者による利益操作の可能性、3）コンプライアンスコストの増加の問題を取り上げていく。

#### 1）IIRとUTPRの導入が他国より遅いことによる影響

EU加盟国ではIIRは2024年1月1日、UTPRは2025年1月1日を導入期日としているが（EY税理士法人2023）、日本では2024年4月1日からIIR、UTPRは2024年の税制改正以降に法制化が検討される（自由民主党・公明党2022）。図表で表すと以下ようになる。

図表3-3 日本と海外のIIR, UTPR導入予定日



出所) 筆者作成。

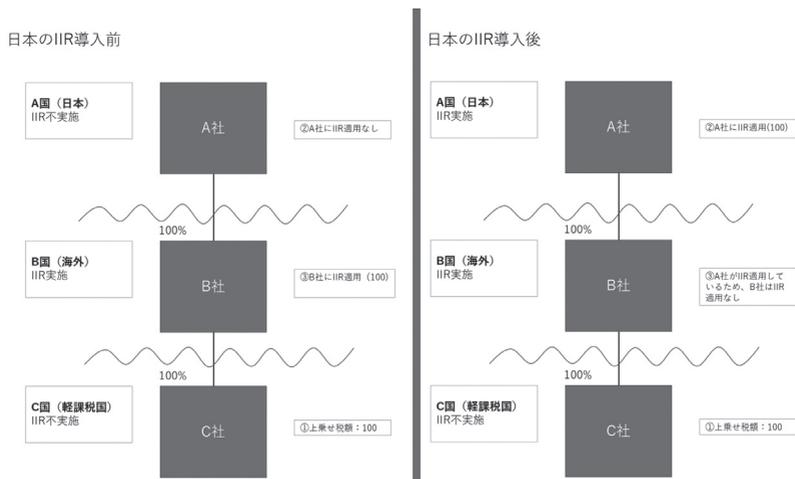
この場合、日本における問題を二つのパターンに分けて説明する。

### ①IIRが2024年4月1日から適用される場合

IIRは軽課税国の子会社に対して課税をすることができるルールのため、他の国よりも導入が遅い日本はその期間、当該子会社に対して最低税率まで課税を行うことができない。実際に数値例で当てはめると以下の図表のようになる。

日本がIIRを導入する前は、IIRを導入している海外の中間会社であるB社に100の課税が行われ、B国（海外）に納税される。日本がIIRを導入後は、日本にある親会社A社に100の課税が行われ、日本に納税される。

図表3-4 日本のIIR導入前後の課税関係



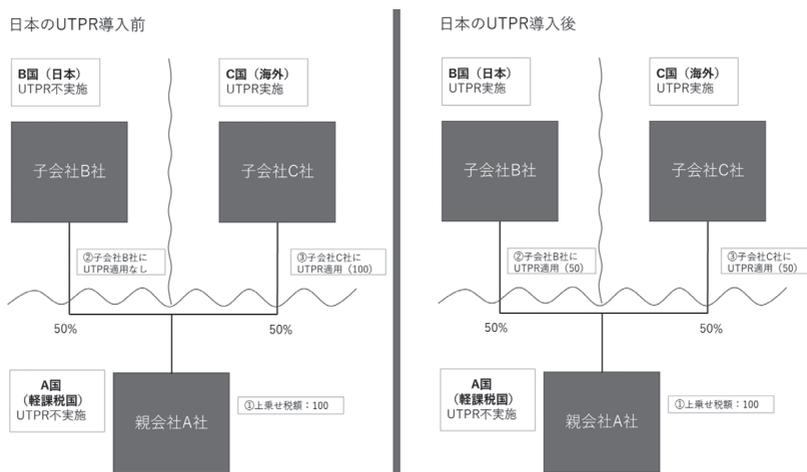
出所）筆者作成。

### ②UTPRが日本で2024年税制改正以降に法制化が検討される場合

多国籍企業の親会社が軽課税国にあり、子会社が日本にある場合、親会社の課税不足分を日本が徴収することができない。実際に数値例で当てはめると以下の図表のようになる。

日本がUTPRを導入する前は、UTPRを実施している海外の子会社C社に100の課税が行われ、C国（海外）に納税される。日本がUTPRを導入した後は、親会社の子会社に対する持分割合に応じて、日本は子会社Bに50の課税を行うことができ、日本に納税される。

図表3-5 日本のUTPR導入前後の課税関係



出所) 筆者作成。

## 2) 経営者による利益操作の可能性

日本の法人税は所得をベースに課税しているが、一方でGloBEルールは利益をベースに課税するため注目を集めている。しかし利益に対して課税するという発想自体は、1990年代から「帳簿利益課税論」として展開されており、目新しいものではない。永田 (2008) はKenneth. J.Wertz (1998)、Calvin Johnson (2007) の主張を紹介しながら「帳簿利益課税」について述べている。永田 (2008, 47頁) によると、報告利益への課税が税収を減らすとともに資本市場の価格形成メカニズムを損傷させると述べている<sup>34</sup>。また、Kenneth.J.Wertz (1998, p.314) は、帳簿利益課税の導入によって現在適用されている35%の税率よりも低い税率を設定することができ<sup>35</sup>、かつ同額の

税収をあげることができる」と主張している。また、経営者は自身の評価を下げることなく帳簿利益を減少させ、その結果法人税額を減少させることができると考えている<sup>36</sup>。このような帳簿利益の操作による法人税額の縮減は収益の操作によっても可能である。企業は収益を後年に繰り延べることで、利益の持続的な改善スケジュールを市場に示すことができ、株価を高めることができる。株価収益率は、利益が現在の割合で継続すると期待されるからではなく、利益が継続的に改善されるという期待のゆえに生じ、結果として株価を上昇させる<sup>37</sup>。

利益操作の可能性よりも大きな問題として、帳簿利益への課税が資本市場へ及ぼす影響がある。帳簿利益への課税は必ずしも経営者の操作性を排除することはできないため、経営者に投資家へ報告する利益を減少させるモチベーションを与えることになる。これは株式市場に大きな影響をもたらすことになると考えられる。帳簿利益課税は、企業が提供する報告利益の価値が低下し、報告利益をコミュニケーションの有用な道具の一つとして成立している株式市場の効率性を低下させる<sup>38</sup>。GloBEルールでも利益ベースの課税を行うため、同様のことが起きると考えられる。

### 3) コンプライアンスコストの増加

GloBEルールを導入することで、事務負担、いわゆるコンプライアンスコストが生じてしまう。BEPSに関する包括的枠組みでは、GloBEルールを過年度に遡及して適用することは多国籍企業グループにとって非常に複雑で大きな負担がかかることだろうと想定されている。そのため、必要以上のコンプライアンスや管理負担を強いることなく、適切な結果をもたらす実行可能な解決策を確立するためには、さらなる専門的な検討が必要であるとされ、移行期間を設けることは企業への負担を少なくするための解決策の一つといえる（OECD 2020c, p.90）。

また、GloBEルールは、多国籍企業グループがどこに本社を置くかにかかわらず、規則の下で公平な競争条件を確保するために、一貫した協調的な方

法で運用されることが意図されている。しかし、所有権連鎖の頂点にある受動的持株会社の使用を伴う構造によって、GloBEルールの完全性と中立性が損なわれないようにするためには、さらなる特別なルールが必要な場合があるという問題点も挙げられる。そのため、BEPSに関する包括的枠組みメンバーは、過度なコンプライアンスコストや管理負担を回避しつつ、GloBEルールの整合性を維持するよう設計された、そのような特別ルールの策定を検討する必要もある（OECD 2020c, p.117）。

#### IV GloBEルールとセーフハーバー～導入初年度を迎えるにあたり～

GloBEルールでは複雑な計算、判定が求められる。2019年度12月のOECDによるパブリックコメントにおいて、多くの多国籍企業がGloBEルールの遵守に伴う複雑さと、コンプライアンスコストを軽減するための簡素化が必要であると強調していた。そこで、制度の導入当初には、適格CbCRに基づきミニマム課税をゼロとすることができる経過措置（いわゆる「セーフハーバー」）が設けられた。セーフハーバーは「恒久的セーフハーバー」と「移行期間セーフハーバー」があるが、前者は令和5年度税制改正には含まれていないため、本章では後者のみ取り上げ、整理している<sup>39</sup>。移行期間セーフハーバーには、以下の三種類があり、国ごとの計算でいずれか一つの要件を充足すれば、その国に関するミニマム課税はゼロであるとみなされる（附則14条1項、OECD 2022a para.23）。

##### （1）デミニマス要件

第一要件であるデミニマス（少額）要件は、適格CbCRに基づく計算（ただし、税引前当期純利益には一定の調整が行われる）において、国単位で単年度の下記①収入（グロス）及び②利益（ネット）で示す二つの基準が満たされる場合、当該国でミニマム課税は行われない（附則14条1項1号、

OECD 2022a para.24) というものである。このようなモデル規則の適用地域の選別によって、すべての法域に規則を適用することに伴うコンプライアンスコストを削減することができ、すべての多国籍企業へのモデル規則の適用を確実にするとされている (OECD 2020c para.395)。

- ①国別の当該対象会計年度の収入金額が1,000万ユーロ (約15億円) 未満であること。
- ②国別の税引前当期純利益が100万ユーロ (約1.5億円) 未満 (損失を含む) であること (OECD 2022a para.83)。

この二つの基準はユーロで定められており、本邦通貨表示への換算方法は、今後財務省令によって定められる。また、2023年2月2日にOECDが公表した、第二の柱の執行ガイダンス (Administrative Guidance) において、第二の柱の各種基準値に関する為替換算は、その会計年度開始の日が属する年の前年12月の一か月平均レート<sup>40</sup>を使用するとされており (OECD 2023d para.8)、このレートは、セーフハーバーにおいても使用される可能性があるとされている。加えて、本要件は単年度ベースであるという点において、三年度平均を要求する適用除外の原則 (法人税法82条の2, 6項、モデル規則 § 5.5.1.) と異なる (OECD 2022a para.25)。これにより、GloBEルールによって定められた九つの基準に基づいて計算を行っていなかった多国籍企業は、この基準を取り入れた場合に、セーフハーバーを利用できるようになる (OECD 2022a para.25)。

## (2) 簡素なETR要件

第二要件である簡素なETR要件は、国ごとに計算する「簡素なETR」が、当該年度の「移行期間基準ETR」(2024年15%、2025年16%、2026年17%) 以上である場合に、セーフハーバーの対象となり、その国に関するミニマム課税がゼロになるというものである (附則14条1項2号、OECD 2022a para.27, 28)。「簡素なETR」の計算は、GloBEルールの仕組みを反映させた

ものであり、多国籍企業は以下の計算を行う必要がある。

$$\text{簡素なETR} = \frac{\text{〔法人税 + 法人税等調整額〕 (国ごとに計算)}}{\text{適格CbCRにおける税引前当期純利益 (国ごとに合計)}}$$

分母の原点になるのは、適格CbCRに報告されている税引前当期純利益であり（租税特別措置法施行規則22条の10の4第1項）、概念として国内法上では、「当該対象会計年度に係る国別報告書事項又はこれに相当する事項として提供された当該構成会社等の所在地国に係る調整後税引前当期利益の額」とされ（附則14条1項2号ロ）、「調整後税引前当期利益」という。国又は地域におけるETRを計算するための基準となる所得金額として、個々の構成会社等（子会社等）又は共同支配会社等ごとに政令で定められた調整を行い、「個別計算所得等の金額」を求め（改正後法人税法82条26号）、当該国に所在する構成会社等の「個別計算所得等の金額」を合計した数値が、「調整後税引前当期利益」の値となり、分母になる（附則14条1項2号ロ）。ミニマム課税のためのETRを計算する際には、税引前利益から前章で述べた九項目の調整を行う<sup>41</sup>。

しかし、移行期間セーフハーバーでは、一部を除いてこれらの調整は行わない（OECD 2022a para.27）<sup>42</sup>。ただし、未実現の時価評価損益を足し戻すなど一定の調整は残る。その調整の詳細は法人税法施行令で定められている（附則14条1項2号ロ）。

分子は「簡素な計算による対象租税額」である。適格CbCR（国内法上は「連結等財務諸表」）に記載された法人税の額その他財務省令で定める金額であり（附則14条1項2号イ）、税効果会計を反映するものである（OECD 2022a para.20, 21）。注意点として、CbCRに記載される「納付税額」と「発生税額」のいずれでもない。また、連結財務諸表の中の法人税費用の数値は、全世界を対象としているため、連結財務諸表の作成に基づく構成会社等

の個別財務諸表における税効果会計を含めた法人税費用（税効果会計を反映したもの）を抽出する必要がある。

ただし、連結財務諸表における法人税費用に「対象租税」以外の租税の額が含まれている場合、例えばミニマム課税（IIR及びUTPR）等、モデル規則 § 4.2.2.による以下の項目が該当し、それを除外する必要がある（OECD 2022a para.20）。

- ① 適格IIRに基づいて親事業体が負担する上乗せ税
- ② 構成事業体が適格国内ミニマム課税に基づき負担する上乗せ税額
- ③ 構成事業体が適格UTPRの適用により構成事業体が行った調整に起因する税金
- ④ 適格外還付帰属税
- ⑤ 保険会社が保険契約者への返戻金に関して支払う税金

さらに、財務諸表の法人税費用に「不確実性がある金額」、つまり不確実な税務ポジション（uncertain tax position）が含まれている場合、これを除外する（OECD 2022a para.22）。日本会計基準には「不確実性がある金額」に相当する開示義務はないが、国際会計基準や米国基準では要求されている<sup>43</sup>。例えば、税務当局から移転価格税制の適用により所得の増額を示唆されているが、企業が争っている場合などである（南 2023、p24）。

モデル規則における「対象租税」の額の計算において必要とされるが、移行期間セーフハーバーでは行わない調整として、タックスハイブズ税制に基づく構成事業体のUPEが子会社の税制の適用を受ける場合の税額の構成会社等への配分（プッシュダウン）や、構成事業体の子会社の財務諸表において、事業年度中に構成事業体から配当を受けた場合に発生する対象税額は、分配を行った構成事業体に配分される配当源泉税の支払法人への配分（モデル規則 § 4.3.2. (c) (e)）などがある。

モデル規則では、ある法域の調整後対象税額がゼロを下回り、かつ予想調整後対象税額を下回る場合、当該法域の構成事業体は、モデル規則 § 5.4.に

に基づき、当該年度において発生した当該法域の上乗せ税額がこれらの差額に相当するものとして扱われる（モデル規則 § 4.1.5）。しかし、移行期間セーフハーバーにおいては、その調整計算を要さない。

セーフハーバーの適用の基準は「移行期間基準ETR」であり、対象年度ごとに定まる比率である（附則14条1項2号注書、OECD 2022a para.28）。「移行期間ETR」として、①2024年に開始する対象会計年度は15%、②2025年に開始する対象会計年度は16%、③2026年に開始する対象会計年度は17%（いずれも以上）となっている。2025年以降に開始する会計年度では15%よりも余裕を持たせた比率であり、12月期の会社は初年度が16%になるため、注意が必要である。

### （3）通常利益要件<sup>44</sup>

第三要件の通常利益要件では、国別「調整後税引前当期純利益」が国別SBIE以下だった場合、ミニマム税額はゼロとなる。この時のSBIEは「給与額×5%」+「有形固定資産（帳簿価格）×5%」で求めることができる。この5%には経過措置があり、2024年開始対象会計年度において、給与額は9.8%、有形固定資産額は7.8%、2026年においては給与額は9.4%、有形固定資産額は7.4%と徐々に引き下げられていき、2033年までには5%までに引き下げられる<sup>45</sup>（附則14条5項・6項、モデル規則 § 9.2.1）。税引前当期純利益がゼロ又はマイナス（損失）である場合は、SBIEの計算を行うまでもなくミニマム税額はゼロとなる（OECD 2022a para.30）。モデル規則では、税引前利益がゼロ又はマイナス（損失）でも、現地税法に特有の非課税所得（永久差異）がある場合、その非課税所得に対する課税を確保するために上乗せ課税（「永久差異調整のための国際最低課税額」）が生じ得る（モデル規則 § 4.1.5）。

このテストにより重要な労働力や有形固定資産を利用する多国籍企業にとって、利益と比較して十分な実質をもつ国・地域を特定し、そのような多国

籍グループがその国・地域のGloBE計算を完全に行う必要がないようにすることで利益をもたらすとされている（OECD 2022a para.31）。

## 結びにかえて

本節では、本稿の議論を要約することによって結びにかえることとする。

Iにおいて、GloBEルールが策定されるまでの流れを年表とともに時系列により整理し、GloBEルール成立の経緯を背景と交えて考察した。その結果、国際最低課税に関する取り組みは2013年にOECDが公表した「BEPSへの対応」からではなく、議論の底流には1992年のルーディング報告があることが確認された。また、GloBEルール策定はOECDが先行して行っていたように見えたが、実際は米国がGloBEルール策定に大きく関わっていることが明らかとなった。

IIにおいて、GloBEルール導入の共通アプローチとなるモデル規則とコメントリーについてIIRを中心に分析した。しかし、日本の法人税法82条から82条の10とGloBEルールの整合性については政省令が公布されて間もないため、GloBEルールと政省令の整合性は必ずしも明らかにはされていないが、今後もGloBEルールと国際最低法人税、政省令に注視し、分析を重ねていく必要がある。

IIIにおいて、上乘せ税額の算定式の中で重要なGloBE純所得の計算方法を精査した。GloBE純所得は、GloBE損益の調整項目9項目やGloBE所得のカーブアウト項目2項目について詳細を明らかにし、その結果GloBEルールと国際最低法人税には大きな齟齬がないことが明示された。しかし、一方で、日本でGloBEルールを導入する際に三つの問題が発生すると予測されるため、これらについて検討した。

IVにおいて、IIIで問題と指摘されたコンプライアンスコスト増加を回避する目的で作られた移行期間セーフハーバーを取り上げた。本件は企業実務に

とってコンプライアンスコストの削減や節税の観点から大変注目を浴びている。しかし、移行期間セーフハーバーも複雑である上に恒久的セーフハーバーについては現在も全くの未定である。セーフハーバーを適用するコストは企業にとって決して軽い負担ではないが、国際最低法人税を導入するよりはコストを抑えられるため、早急な導入が求められる。

これまでGloBEルールについてまとめ、日本に導入されることによる影響を見てきたが、そもそもGloBEルールに対して課税要件、すなわち課税標準と税率の観点から疑問を感じざるを得ない。

まず、課税標準については既存の法人税法22条による所得と新たに制定された同法82条から82条の10による利益が併存してしまうという点である。前者は日本のすべての法人に適用されるのに対し、後者は上場企業の一部たるGloBEルール適用対象企業約900社のみをその射程とする。このような課税標準の相違は、租税法の基本原則である公平性を毀損する可能性を当然にはらんでいる。

一方、税率についても最低税率として求められている15%という数値にはその制定経緯からも疑義を呈さざるを得ない。というのは、2021年4月に米国が15%以上での合意を目指す提案を行ったが、軽課税国らの反発があったため、最低税率15%以上と同時にカーブアウト項目を付すことで最終合意に至ったからである（武藤 2022、5-6頁）。このことから、15%は理論的根拠に基づいたものでは必ずしもなく、妥協の産物ともいえる。これはGloBEルール適用企業が本来負うべき税額を負担していない可能性を残している。

GloBEルールの導入は有害税制や課税逃れへの対抗措置として大きな意味を有している。しかし、課税の公平性の問題を始め、GloBEルールから新たにQDMTTやCAMTなどの独自の課税ルールが生み出され、様々な課税方法が乱立して適用が煩雑になったりするなど、長期的かつ複雑な課題をはらんでいる。今後その動向を引き続き注視する必要がある。

## 【脚 注】

- 1 この点は、青山（2022、35頁）、山川（2022、95、101頁）、KPMG（2022）を参照。
- 2 BPは、第一、第二の柱のそれぞれについてのコンセンサス作りの土台となるものとして公表されている（岡田・高野 2021、22頁）。
- 3 この点については、陣田（2020、79頁）も言及している。
- 4 この点については、Philippe Cattoir（2006、p.1）も言及している。
- 5 1996年5月に閣僚は、「有害な租税競争が投資や資金調達の意思決定に及ぼす影響と、各国の税制基盤に及ぼす影響に対抗するための措置を策定し、1998年に報告すること」を公式に要請している（OECD1998、p.7）。
- 6 以後、2000、2001、2004、2006年に進捗状況報告書等が公表されている。
- 7 この協定は、情報交換を通じて租税に関する国際協力を促進することを目的に、OECD Global Forum Working Groupにより策定された（OECD 2018a）。
- 8 第3の規定は、締約国が銀行によって保有されているという理由だけで、情報の提供を拒否することを不可とした（OECD 2005、p.42）。また、モデル租税条約は後の2008、2010、2014、2017年にも改正されている。
- 9 168のメンバーを擁し、世界的な透明性と情報交換の基準の実施に取り組む主要な国際機関。2009年にはG20が銀行秘密の廃止を宣言し、以降、国際社会はオフショア脱税との闘いで大きな成功を取めた。また、グローバル・フォーラムを通じ、各国は強固な基準を導入し、税務に関する前例のないレベルの透明性を促している（OECD、2023a）。また、この点については、増井（2022、15、16頁）も言及している。
- 10 この点については、United Nations Sustainable Development（2017、p.1）が述べている。
- 11 各国中央銀行は大規模な金融緩和政策を行い、政府は大規模な財政刺激策を行い、需要を喚起した（クリスティーン・ラガルド 2018、2頁）。一部の多国籍企業の課税逃れ行為に対しては、納税者から多くの批判の声が上がった（大野・鈴木 2019、3頁）。
- 12 米国外に金融資産を保有する特定の米国人納税者は、その金融資産をIRSに報告する必要がある。また、外国金融機関に対し、米国の納税者、又は米国の納税者が実質的な所有権を有する外国事業体が保有する金融口座に関する特定の情報をIRSに直接報告することを要求するものである（IRS 2022）。
- 13 二重非課税の防止と価値創造の場での課税の二つを意義としている。
- 14 この点について経済産業省（2020、1、2頁）は、2018年3月16日に公表されたOECDの中間報告書では、経済のデジタル化に伴う具体的な国際課税上の課題として知的財産などの無形資産の重要性が増している中、関連企業間の取引等を通じて、利益等を軽課税国に移転することが容易になっていると指摘している。
- 15 この点について経済産業省（2020、2頁）は、以下の様にまとめている。
  - ①市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直し（第一の柱）
  - ②軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入（第二の柱）
- 16 この点について、経済産業省（2020、2頁）は、OECD事務局提案に沿った内容で第一

の柱の概要が合意されるとともに、第二の柱に関する進捗に対して歓迎が示され、2020年末までに最終報告書を取りまとめることとされていると指摘している。

- 17 この点については経済産業省（2020、2頁）でも言及されている。
- 18 この点についてREUTERS（2021）は、G20財務相は7月9、10日の会合で法人税の国際最低税率設定合意を支持したと指摘している。
- 19 2022年BEPS包括的枠組みメンバーはアンゴラとトーゴが加盟し、142ヵ国・地域に増えた。そのうち138ヵ国が合意した。加盟国の中で合意していない国はケニア、ナイジェリア、パキスタン、スリランカの4ヵ国である。2023年にはウズベキスタンが加盟・合意したため、143ヵ国・地域のうち139ヵ国が合意している（OECD 2023b, pp.1-2、OECD 2023c, pp.1、2）。
- 20 残された論点に対応しているBEPS行動計画は以下のとおりである。

BEPS行動計画1「電子経済の課税上の課題への対応」：デジタル課税とミニマムタックス

BEPS行動計画5「有害税制への対応」：最低税率
- 21 国際課税を重要議題の一つに掲げて協議している（OECD日本政府代表部 2021）。
- 22 京都において、BEPS合意事項を実施に移すための「BEPS包括的枠組み」を立ち上げ、参加国を大幅に拡大した（財務省 2018、4頁）。
- 23 GILTIとは米国企業が無形資産を低課税国の海外子会社に保有させ、多額の収益を溜めこむことを規制することが目的である（山岸・山口・小林 2018、267頁）。
- 24 BBB案についてはPwC税理士法人（2022、2頁）で指摘されている。
- 25 BEATミニマム税とは、米国法人税申告時に費用計上されている外国関連者に対する支払いを加算調整して算出される修正課税所得にBEAT税率を乗じた額が通常法人税を超過する場合に発生する追加法人税である（EY税理士法人 2019）。
- 26 法人税法82条の2、2項一号イ(1)では、国別実効税率算定における分母たるGloBE純所得は国別グループ純所得の金額と定義されており、GloBEルール同様当該対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額を起点に当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額を控除することで算定される。
- 27 法人税法82条1項一号イでは、財務諸表は国際的に共通した会計処理の基準として財務省令で定めるもの又はそれに準ずるものである特定財務会計基準を適用したものとされる。
- 28 法人税法82条の2、2項一号イ(3)(i)では、当該所在地国を所在地国とするすべての構成会社等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額の合計額である国別調整後対象租税額が分子とされている。
- 29 子会社等が軽課税国に居住し、ETRが15%に満たない場合、最低税率15%から子会社が支払う租税額とSBIEを差し引いた額をいう。
- 30 経済的にポートフォリオ株式を保有しているとみなされるのは、その持分が有する利益、資本、準備金、議決権に対する権利を含む所有権の利益と負担の全部又は実質的に全部を有する場合で、検査期間中に権利を放棄又は譲渡しなかったときである（コメンタリ

- ー § 3.2.1. para.41)。
- 31 「GloBE再編成」の定義は、対価が株式であること、譲渡企業において課税が行われな  
いこと、取得企業において譲渡企業における帳簿価額が引き継がれることの三つである  
(モデル規則 § 10.1.1.)。
- 32 この点について南 (2022, 38頁) は、会計基準上において年金は包括利益のみに含めて  
損益に反映させない場合があるが、多くの国の租税法の規定と整合的に、拠出時に費用と  
認めるためであると指摘している。
- 33 この点についてはKPMG (2023, 51頁) でも言及されている。
- 34 この点についてはCalvin Johnson (1999, p.425) に詳しい。
- 35 この点についてはJohn McClelland (2007, p.784) に詳しい。
- 36 この点についてはCalvin Johnson (1998, p.319) も指摘している。
- 37 この点についてはCalvin Johnson (1999, p.427) に詳しい。
- 38 この点について詳しくはCalvin Johnson (1999, p.428) を参照。
- 39 本章は『国際税務』(2023, 21-27頁) に依拠しつつ、セーフハーバーと制裁の緩和に關  
するガイダンス (OECD 2022a) を用いて補足している。
- 40 ECBによって公表される (OECD 2023d para.8)。
- 41 II章15頁の脚注26参照。
- 42 モデル規則における税引前当期純利益に関する調整として、会計上の税引後純利益 (損  
失) を出発点に、九項目の調整がある (モデル規則 § 3.2.1.)。
- 43 国際財務報告指針解釈委員会 (International Financial Reporting Interpretations  
Committee, IFRIC) 解釈指針第23号「法人所得税務処理に関する不確実性 (Uncertainty  
over Income Tax Treatments)」、米国会計基準におけるFASB (米国財務会計基準審議  
会) 解釈指針第48号 (FIN48) 参照。
- 44 英語名ではRoutine profits test とされている (OECD 2022a para.29)。
- 45 給与額について、2024年開始会計年度は9.8%、以降2028 (9.0%) まで0.2%ずつ減少、  
その後2033年開始会計年度 (5.0%) まで0.8%ずつ減少し、それ以降は5%で固定される。  
有形固定資産額について、2024年開始会計年度は7.8%、以降2028年 (7.0%) まで、0.2%  
ずつ減少、その後2033年度開始会計年度 (5.0%) まで0.4%ずつ減少し、それ以降は5%  
で固定される (モデル規則 § 9.2.1.:9.2.2.)。

#### 【参考文献】

- ・青山慶二 (2022) 「日本企業への影響」『ジュリスト』1567号
- ・EY税理士法人 (2019) 「米国、BEAT最終規則」 ([https://www.ey.com/ja\\_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2019/ey-japan-tax-alert-20191205-01](https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2019/ey-japan-tax-alert-20191205-01))。 (最終閲覧日2023/6/30)
- ・EY税理士法人 (2021) 「米国、バイデン政権増税案『グリーンブック』公開」

- ([https://www.ey.com/ja\\_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2021/tax-alerts-05-31](https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2021/tax-alerts-05-31))。  
 (最終閲覧日2023/06/30)
- ・ EY税理士法人 (2022) 「米国、『インフレ削減法案』成立」  
 ([https://www.ey.com/ja\\_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-08-19](https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-08-19))。  
 (最終閲覧日2023/06/30)
  - ・ EY税理士法人 (2023) 「EU加盟国、『第2の柱』グローバルミニマム課税ルールの導入指令を全会一致で採択」  
 ([https://www.ey.com/ja\\_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-01-25](https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-01-25))。  
 (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ OECD日本政府代表部 (2021) 「日本の手柄：国際課税」  
 ([https://www.oecd.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00095.html](https://www.oecd.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00095.html))。  
 (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ 大野早苗、鈴木唯 (2019) 「租税回避行為と対外直接投資の収益性-日米の比較-」  
 ([https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaiketzai/advpub/0/advpub\\_kk2019.c1/\\_pdf-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaiketzai/advpub/0/advpub_kk2019.c1/_pdf-char/ja))。(最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ 岡田至康、高野公人 (2021) 「デジタル経済課税 第1・第2の柱ブループリントと今後の動向(1)」『国際税務』41巻1号
  - ・ 河音琢朗 (2020) 「アメリカ2017年減税・雇用法(いわゆるトランプ減税)の企業課税、国際課税面の意義と課題」『国際経済』71巻
  - ・ 経済産業省 (2020) 「経済のデジタル化に伴う国際課税及び競争法に関する近年の動き」  
 ([https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/3\\_dispute\\_settlement/32\\_wto\\_rules\\_and\\_compliance\\_report/322\\_past\\_columns/2020/2020-9.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/32_wto_rules_and_compliance_report/322_past_columns/2020/2020-9.pdf))。(最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ KPMG (2022) 「BEPS2.0国内法制化と日系企業への影響」  
 (<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2022/11/jp-beps20.html>)。  
 (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ KPMG (2023) 「令和4年度 経済産業省 委託事業 中堅・中小企業向け『進出先国税制及び税務ガバナンスに係る情報提供セミナー』第1回 国際税務 基礎①」  
 ([https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/toshi/kokusaisozai/itaxseminar2022/01\\_kokusaizeimukiso1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozai/itaxseminar2022/01_kokusaizeimukiso1.pdf))。(最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ クリスティーン・ラガルド (2018) 「リーマン・ショックから10年 学んだ教訓とこれからの課題」『IMFBlog INSIGHTS AND ANALYSIS ON ECONOMICS & FINANCE』  
 (<https://www.imf.org/external/japanese/np/blog/2018/090518j.pdf>)。  
 (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ 国税庁 (2023) 「グローバル・ミニマム課税への対応に関する改正のあらまし」  
 (<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023003-075.pdf>)。  
 (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ 財務省 (2018) 「説明資料『国際課税について』」  
 ([https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/\\_icsFiles/afeldfile/2018/10/16/30](https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/_icsFiles/afeldfile/2018/10/16/30))

- zen18kai4.pdf)。(最終閲覧日2023/6/30)
- ・財務省 (2023a)「法人税法の一部改正」  
([https://www.mof.go.jp/about\\_mof/bills/211diet/st050203s\\_2.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/211diet/st050203s_2.pdf))。  
(最終閲覧日2023/6/30)
  - ・財務省 (2023b)「附則」  
([https://www.mof.go.jp/about\\_mof/bills/211diet/st050203s\\_19.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/211diet/st050203s_19.pdf))。  
(最終閲覧日2023/6/30)
  - ・自由民主党・公明党 (2022)「令和5年度税制改正大綱」([https://storage.jimin.jp/pdf/news/information/204848\\_1.pdf](https://storage.jimin.jp/pdf/news/information/204848_1.pdf))。(最終閲覧日2023/06/30)
  - ・陣田直地 (2020)「租税競争への対抗と第2の柱」『フィナンシャル・レビュー』  
令和2年2号(通巻143号)
  - ・永田守男 (2008)「会計利益と課税所得」森山書店
  - ・日本経済新聞 (2021)「法人最低税率、なぜ15%で合意? 企業の税逃れに歯止め」10月  
9日土曜版
  - ・日本経済新聞 (2023)「世界法人税収、最低税率15%導入で28兆円増も OECD試算 欧  
米先行、日本24年度」1月30日朝刊
  - ・日本貿易振興機構 (2021)「米上院民主党議員、ビルド・バック・ベター法案反対を表明、  
成立不透明に」『ビジネス短信』(12月23日)  
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/27e7f42daff9e027.html>)。  
(最終閲覧日2023/6/30)
  - ・PwC税理士法人 (2022)「バイデン税制改革の現状およびデジタル経済課税に係る第2の  
柱との関係」  
(<https://www.pwc.com/jp/ja/taxnews-mergers-and-acquisitions/assets/tma-20220330-jp.pdf>)。(最終閲覧日2023/6/30)
  - ・PwC (2023)「国際課税の大原則を転換するデジタル経済課税/第1の柱に係る最近の議  
論の動向について」  
(<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/journal/digital-economy-tax-jan-2023.html>)。  
(最終閲覧日2023/6/30)
  - ・増井良啓 (2022)「経緯」『ジュリスト』1567号
  - ・南 繁樹 (2022)「3月に公表された「第2の柱 グローバル・ミニマム課税」コメンタ  
リーの重要ポイント」『国際税務』42巻7号
  - ・南 繁樹 (2023)「国際最低課税額に対する法人税に関する経過的セーフハーバー」『国際  
税務』43巻4号
  - ・武藤功哉 (2022)「国際課税ルールに関する新たな合意について」『国際税務』42巻1号
  - ・山川博樹 (2022)「OECDの国際課税大改革につながる新ルール」『税務弘報』70巻4号
  - ・山川博樹 (2023)「令和5年度税制改正におけるグローバル最低税率課税制度の導入と外  
国子会社合算税制の見直しについて」『国際税務』43巻1号
  - ・山岸哲也、山口晋太郎、小林秀太 (2018)「米国トランプ・共和党政権による抜本的税制

改革』『租税研究』

- ・ 吉村政穂 (2021) 「『法人税最低税率15%』のインパクト—国際課税のグローバルガバナンスをめぐる」『外交』70巻
- ・ 吉村政穂 (2022a) 「第2の柱は租税競争に『底』を設けることに成功するのか?—的確国内ミニマムトップアップ税 (Qualified Domestic Minimum Top-up Tax) がもたらす変容」『税研』224巻
- ・ 吉村政穂 (2022b) 「法人税の最低税率—GloBEルールの概要及び課題」『ジュリスト』1567号
- ・ REUTERS (2021) 「G20財務相、最低法人税率巡るOECD合意を支持へ=声明草案」(<https://jp.reuters.com/article/g20-tax-idJPKCN2DY0XZ>)。 (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ Calvin Johnson (1998). A Book Income Tax. National Tax Association Proceedings 91 Annual Conference on Taxation.p.319
- ・ COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES (1992a) “REPORT OF THE COMMITTEE OF INDEPENDENT EXPERTS ON COMPANY TAXATION” (<http://aei.pitt.edu/8702/1/8702.pdf>). (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES (1992b) “CONCLUSIONS AND RECOMMENDATIONS OF THE COMMITTEE OF INDEPENDENT EXPERTS ON COMPANY TAXATION” ([http://aei.pitt.edu/1332/1/ruding\\_tax\\_report.pdf](http://aei.pitt.edu/1332/1/ruding_tax_report.pdf)). (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ Department of the Treasury (2021) “General Explanations of the Administration’s Fiscal Year 2022 Revenue Proposals” (<https://home.treasury.gov/system/files/131/General-Explanations-FY2022.pdf>). (最終閲覧日2023/06/30)
- ・ EUR-Lex (1998) “Conclusions of the ECOFIN Council Meeting on 1 December 1997 concerning taxation policy” ([https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:31998Y0106\(01\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:31998Y0106(01))). (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ FASB (2006) “Interpretation No. 48” ([https://fasb.org/document/blob?fileName=aop\\_fin48.pdf](https://fasb.org/document/blob?fileName=aop_fin48.pdf)). (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ G20 (2021a) “Italian G20 Presidency Third Finance Ministers and Central Bank Governors meeting” ([https://www.mof.go.jp/english/policy/international\\_policy/convention/g20/g20\\_20210710.pdf](https://www.mof.go.jp/english/policy/international_policy/convention/g20/g20_20210710.pdf)). (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ G20 (2021b) “G20 ROME LEADERS’ DECLARATION” (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100253891.pdf>). (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ IFRIC (2017) “Uncertainty over Income Tax Treatments” (<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/pdf-standards/english/2021/issued/part-a/ifric-23-uncertainty-over-income-tax-treatments.pdf>).

- (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ IRS (2022) “Summary of Key FATCA Provisions”  
(<https://www.irs.gov/businesses/corporations/summary-of-key-fatca-provisions>).  
(最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ John McClelland (2007) “Weighing Benefits and Risks of Taxing Book Income” TAX NOTES, Vol.114 No.7, 2007, p.784
  - ・ Kenneth L. Wert, (1998).A Book Income Tax: First-Order Computations, National Tax Association Proceedings 91 Annual Conference on Taxation, p. 314.
  - ・ OECD (1998) “Harmful Tax Competition”  
([https://www.oecd-ilibrary.org/harmful-tax-competition\\_5lmqcr2klm5g.pdf?itemId=%2Fcontent%2Fpublication%2F9789264162945-en&mimeType=pdf](https://www.oecd-ilibrary.org/harmful-tax-competition_5lmqcr2klm5g.pdf?itemId=%2Fcontent%2Fpublication%2F9789264162945-en&mimeType=pdf)).  
(最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ OECD (2000) “Towards Global Tax Co-operation : Progress in Identifying and Eliminating Harmful Tax Practices”  
(<https://www.oecd.org/ctp/harmful/2090192.pdf>). (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ OECD (2005) “Model Tax Convention on Income and on Capital”  
([https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/mtc\\_cond-2005-en.pdf?expires=1686128697&id=id&accname=oid030722&checksum=20AAF5297E3FDE31D8615FEF78EA36C4](https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/mtc_cond-2005-en.pdf?expires=1686128697&id=id&accname=oid030722&checksum=20AAF5297E3FDE31D8615FEF78EA36C4)).  
(最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ OECD (2009) “Tax Co-operation 2009: Towards a Level Playing Field - 2009 Assessment by the Global Forum on Transparency and Exchange of Information”  
(<https://www.oecd.org/ctp/harmful/taxco-operation2009towardsalevelplayingfield-2009assessmentbytheglobalforumontransparencyandexchangeofinformation.htm>).  
(最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ OECD (2012) “G20 : Global Forum and OECD report steady progress in international tax co-operation”  
(<https://www.oecd.org/mexico/g20globalforumandoeecdreportsteadyprogressininternationaltaxco-operation.htm>). (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ OECD (2013a) “Addressing Base Erosion and Profit Shifting”  
([https://www.oecd-ilibrary.org/taxation/addressing-base-erosion-and-profit-shifting\\_9789264192744-en;jsessionid=b8Pqnbko1PJ3r4\\_3M7mc4ojK8eYA52U3DiAC7QQLip-10-240-5-177](https://www.oecd-ilibrary.org/taxation/addressing-base-erosion-and-profit-shifting_9789264192744-en;jsessionid=b8Pqnbko1PJ3r4_3M7mc4ojK8eYA52U3DiAC7QQLip-10-240-5-177)). (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ OECD (2013b) “Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting”  
(<https://www.oecd.org/ctp/BEPSActionPlan.pdf>). (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ OECD (2013c) “G20 LEADERS’ DECLARATION”  
(<https://www.oecd.org/g20/summits/saint-petersburg/Saint-Petersburg-Declaration.pdf>). (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ OECD (2015a) “OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project Explanatory

Statement 2015 Final Reports”

(<https://www.oecd.org/ctp/beps-explanatory-statement-2015.pdf>).

(最終閲覧日2023/6/30)

- ・ OECD (2015b) “Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy, Action 1 - 2015 Final Report”

(<https://www.oecd.org/tax/addressing-the-tax-challenges-of-the-digital-economy-action-1-2015-final-report-9789264241046-en.htm>). (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ OECD (2016) “Meeting of the Council at Ministerial Level, 1-2 June 2016”

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000162566.pdf>). (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ OECD (2017) “Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information in Tax Matters Second Edition”

(<https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/9789264267992-en.pdf?expires=1686370146&id=id&accname=oid030722&checksum=B02B43442B814E8994CE980D4BF1CEE3>). (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ OECD (2018a) “Tax Information Exchange Agreements (TIEAs)”

(<https://www.oecd.org/tax/exchange-of-tax-information/taxinformationexchangeagreements.htm#:~:text=MODEL%20AGREEMENT%20ON%20EXCHANGE%20OF%20INFORMATION%20IN%20TAX,Forum%20Working%20Group%20on%20Effective%20Exchange%20of%20Information>). (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ OECD (2018b) “Tax Challenges Arising from Digitalisation-Interim Report 2018”

(<https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/9789264293083-en.pdf?expires=1688044446&id=id&accname=guest&checksum=4D8CF2B459157416EE3E5C704EA9D1E7>). (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ OECD (2019) “Programme of Work to Develop a Consensus Solution to the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy”

(<https://www.oecd.org/tax/beps/programme-of-work-to-develop-a-consensus-solution-to-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy.pdf>). (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ OECD (2020a) “Statement by the OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS on the Two-Pillar Approach to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy”

(<https://www.oecd.org/tax/beps/statement-by-the-oecd-g20-inclusive-framework-on-beps-january-2020.pdf>). (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ OECD (2020b) “Tax and digital: OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS invites public input on the Pillar One and Pillar Two Blueprints”

([https://www.oecd.org/tax/beps/oecd-g20-inclusive-framework-on-beps-invites-public-input-on-the-reports-on-pillar-one-and-pillar-two-blueprints.htm?\\_ga=2.198709735.953807618.1687251912-1398921668.1682388340&\\_fsi=GsaGGJ14](https://www.oecd.org/tax/beps/oecd-g20-inclusive-framework-on-beps-invites-public-input-on-the-reports-on-pillar-one-and-pillar-two-blueprints.htm?_ga=2.198709735.953807618.1687251912-1398921668.1682388340&_fsi=GsaGGJ14)).

- (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ OECD (2020c) “Tax Challenges Arising from Digitalisation–Report on Pillar Two Blueprint”  
 (<https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/abb4c3d1-en.pdf?expires=1684638708&id=id&acname=oid030722&checksum=12EBEA2B6E01783A1A3ADA6BF0822D29>).  
 (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ OECD (2021a) “130 countries and jurisdictions join bold new framework for international tax reform”  
 (<https://www.oecd.org/newsroom/130-countries-and-jurisdictions-join-bold-new-framework-for-international-tax-reform.htm>). (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ OECD (2021b) “Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy”  
 (<https://www.oecd.org/tax/beps/statement-on-a-two-pillar-solution-to-address-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-october-2021.pdf>).  
 (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ OECD (2021c) “Tax Challenges Arising from Digitalisation of the Economy – Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two)”  
 ([https://www.oecd-ilibrary.org/taxation/tax-challenges-arising-from-digitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two\\_782bac33-en](https://www.oecd-ilibrary.org/taxation/tax-challenges-arising-from-digitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two_782bac33-en)).  
 (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ OECD (2022a) “Safe Harbours and Penalty Relief: Global Anti-Base Erosion Rules (Pillar Two)”  
 (<https://www.oecd.org/tax/beps/safe-harbours-and-penalty-relief-global-anti-base-erosion-rules-pillar-two.pdf>). (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ OECD (2022b) “Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy - Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two) Examples”  
 (<https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two-examples.pdf>).  
 (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ OECD (2022c) “Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy -Commentary to the Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two). First Edition”  
 (<https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/1e0e9cd8-en.pdf?expires=1681208716&id=id&acname=oid030722&checksum=26886FCA66173F97CCOCD5203E07EE>).  
 (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ OECD (2023a) “GLOBAL FORUM ON TRANSPARENCY AND EXCHANGE OF INFORMATION FOR TAX PURPOSES”  
 (<https://www.oecd.org/tax/transparency/>). (最終閲覧日2023/6/30)
  - ・ OECD (2023b) “Members of the OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS joining

the October 2021 Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy as of 9 June 2023”

(<https://www.oecd.org/tax/beps/oecd-g20-inclusive-framework-members-joining-statement-on-two-pillar-solution-to-address-tax-challenges-arising-from-digitalisation-october-2021.pdf>). (最終閲覧日2023/6/30)

- ・ OECD (2023c) “Members of the OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS”  
(<https://www.oecd.org/tax/beps/inclusive-framework-on-beps-composition.pdf>).  
(最終閲覧日2023/6/30)
- ・ OECD (2023d) “Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Administrative Guidance on the Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two)”  
(<https://www.oecd.org/tax/beps/agreed-administrative-guidance-for-the-pillar-two-globe-rules.pdf>). (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ Philippe Cattoir (2006) “TAXATION PAPERS A HISTORY OF THE ‘TAX PACKAGE’ THE PRINCIPLES AND ISSUES UNDERLYING THE COMMUNITY APPROACH”  
([https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2016-09/taxation\\_paper\\_10\\_history\\_en.pdf](https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2016-09/taxation_paper_10_history_en.pdf)). (最終閲覧日2023/6/30)
- ・ United Nations Sustainable Development (2017) “THE GLOBAL FORUM ON TRANSPARENCY AND EXCHANGE OF INFORMATION FOR TAX PURPOSES”  
([https://www.un.org/esa/ffd/wp-content/uploads/sites/3/2017/05/Global-Forum\\_info-sheet-2017.pdf](https://www.un.org/esa/ffd/wp-content/uploads/sites/3/2017/05/Global-Forum_info-sheet-2017.pdf)). (最終閲覧日2023/6/30)

## 〔資料〕 第二の柱対象企業一覧

1	トヨタ自動車	売上収益	37,154,298	94	ゆうり銀行	経常収益	2,064,251	187	日立金属	売上収益	942,701
2	三菱重工	売上収益	21,571,879	95	大井川	売上収益	2,038,374	188	川崎重工業	売上収益	942,365
3	ホンダ	売上収益	15,907,726	96	京セラ	売上収益	2,025,332	189	住友不動産	売上収益	939,904
4	ENBOS HD	売上高	15,016,554	97	三善食品	売上高	1,996,780	190	日本精工	売上高	938,098
5	三井物産	収益	14,306,402	98	キリン	売上収益	1,989,468	191	アルプスヘルメイン	売上高	933,114
6	伊藤忠商事	収益	13,945,633	99	大林組	売上収益	1,983,888	192	東産	営業収益	931,293
7	日本電気産研	営業収益	7,118,194	100	清水建設	売上収益	1,931,814	193	日東電業	売上高	929,333
8	ソニーG	売上収益	11,539,837	101	楽天G	売上収益	1,927,878	194	伊藤ハム&メタ HD	売上高	922,862
9	日本郵政	経常収益	11,138,580	102	三菱ICキャピタル	売上高	1,896,231	195	キーエンス	売上高	922,422
10	日立製作所	売上収益	10,881,150	103	三井化学	売上収益	1,879,547	196	ツルハ	売上高	915,700
11	日産自動車	売上高	10,596,695	104	J-POWER	売上高	1,841,922	197	長瀬産業	売上高	912,886
12	セブン&アイ HD	売上高	10,265,151	105	PPH	売上高	1,831,280	198	豊成	収益	911,408
13	豊田通商	収益	9,848,560	106	三井住友トラストHD	経常収益	1,819,060	199	岩谷産業	売上高	906,261
14	第一生命HD	経常収益	9,519,445	107	ヤマト HD	営業収益	1,809,668	200	東洋繊維グループ HD	売上高	906,025
15	出光興産	売上高	9,456,281	108	大塚 HD	売上収益	1,737,998	201	ダウケイ HD	売上高	903,918
16	三菱UFJ FG	経常収益	9,291,027	109	川重工業	売上収益	1,725,609	202	ユニークチーム	売上高	898,002
17	丸紅	収益	9,190,472	110	ANA HD	売上高	1,707,484	203	あきた	売上高	891,600
18	イオン	営業収益	9,116,823	111	王子 HD	売上高	1,706,641	204	北海道電力	売上高	888,874
19	パナソニック HD	売上高	8,378,942	112	中国電力	売上高	1,694,602	205	オリンパ	売上高	881,923
20	日本製鋼所	売上収益	7,975,586	113	村田製作所	売上高	1,686,796	206	オムロン	売上高	876,802
21	友成興HD	売上高	7,786,626	114	ライオン	売上収益	1,678,146	207	リオンHD	経常収益	867,874
22	住友商事	収益	6,817,872	115	カネヘルディングス	売上収益	1,672,377	208	大和証券グループ本社	営業収益	866,690
23	東京海上 HD	経常収益	6,648,600	116	住友興産	売上高	1,669,707	209	日本製作用	売上高	864,719
24	デンソー	売上収益	6,401,320	117	大塚建設	売上高	1,657,626	210	大塚物産	売上高	861,022
25	かんぽ生命保険	経常収益	6,379,561	118	大成建設	売上高	1,646,712	211	横濱F&E	売上収益	860,477
26	三井住友FG	収益	6,145,155	119	三井物産	売上高	1,638,853	212	住友金属工業	売上高	854,903
27	ソフトバンクG	売上高	5,911,999	120	三菱マテリア	売上高	1,628,933	213	フタバ	売上高	851,956
28	みずほ FG	経常収益	5,778,772	121	商船三井	売上高	1,611,984	214	富士石綿	売上高	850,863
29	KDDI	売上高	5,671,762	122	日本電信	売上収益	1,604,036	215	レノバ	売上高	846,680
30	PIE HD	売上高	5,268,794	123	住友物産	売上高	1,601,677	216	四国電力	売上高	832,303
31	MS&ADインフラフラッシュG	経常収益	5,251,271	124	ヤマダHD	売上高	1,600,586	217	SMC	売上高	824,772
32	三菱電機	売上高	5,003,694	125	花王	売上高	1,551,059	218	テルモ	売上高	820,209
33	大和ハウス工業	売上高	4,908,199	126	アステラス製薬	売上収益	1,518,619	219	花巻電力	営業収益	817,601
34	フスコ	売上高	4,641,644	127	日野自動車	売上高	1,507,338	220	オカサ工業	売上収益	815,269
35	三菱ケミカルG	自己収益	4,634,532	128	ルネサステクノロジ	売上高	1,500,853	221	大分県電力	売上高	809,452
36	損保ジャパン日本興亜 HD	経常収益	4,607,134	129	LIXIL	売上収益	1,495,987	222	コカ・コーラ ボトリング&ジャパン	売上収益	807,430
37	アイン	売上収益	4,402,823	130	キャリイ&ビルセンターシステム	売上収益	1,450,397	223	フジクラ	売上高	806,453
38	三菱重工業	売上収益	4,202,797	131	厳正グループ HD	売上収益	1,439,765	224	日清製粉グループ本社	売上高	798,661
39	アフラジヤ	売上収益	4,110,070	132	アールエスHD	営業収益	1,434,609	225	ビクター	売上高	792,368
40	キヤノン	売上収益	4,031,414	133	住友金属鉱山	売上高	1,422,989	226	アパ	営業収益	784,807
41	武田薬品工業	売上収益	4,027,478	134	東海旅客鉄道	売上高	1,400,285	227	三菱ケミカル	売上高	781,211
42	住友電業工業	売上高	4,005,561	135	西日本旅客鉄道	売上高	1,395,531	228	DOWA HD	売上高	780,060
43	中央電力	売上高	3,986,681	136	レゾナックHD	売上高	1,392,621	229	ゼンショー HD	売上高	779,964
44	ダイワホールディングス	売上高	3,981,976	137	三井物産	売上高	1,380,565	230	NTN	売上高	779,386
45	関西電力	売上高	3,951,884	138	三菱地所	売上収益	1,377,827	231	ニッセイ	売上高	768,181
46	マツダ	売上高	3,826,752	139	日本航空	売上収益	1,375,589	232	ライオンホールディング	営業収益	768,426
47	SUBARU	売上収益	3,774,468	140	大日本印刷	売上高	1,373,209	233	マキタ	売上収益	764,702
48	富士通	売上収益	3,713,787	141	味の素	売上高	1,359,115	234	日本製鋼所	売上高	763,321
49	NTTデータ	売上収益	3,543,475	142	カネパ	売上高	1,352,940	235	パナソニック	売上高	760,877
50	NTTグループ	売上高	3,490,182	143	セコムエプソン	売上収益	1,330,331	236	クレー	売上高	756,376
51	リクルードHD	売上収益	3,429,519	144	東京証券エデュア	売上高	1,324,962	237	カネカ	売上高	756,821
52	豊田自動車機械	売上高	3,379,891	145	日本ペイントHD	売上収益	1,309,021	238	コスモ薬品	売上高	755,414
53	三菱商事	売上高	3,361,667	146	三菱ケミカル	売上高	1,290,293	239	ユニバー	売上高	744,460
54	メダパル HD	売上高	3,360,006	147	日立建機	売上収益	1,279,468	240	日立建機	売上収益	743,612
55	NEC	売上高	3,313,018	148	第一三共	売上高	1,278,478	241	ケーズ	売上高	737,320
56	東京ガス	売上高	3,289,634	149	中外製薬	売上収益	1,259,946	242	種福産業	売上高	735,520
57	T&D HD	経常収益	3,214,110	150	日本FM	売上高	1,259,792	243	HOYA	売上収益	732,582
58	いすゞ自動車	売上高	3,195,537	151	電産	収益	1,243,883	244	エプソン	売上高	730,584
59	東北電力	売上高	3,007,204	152	積水化学工業	売上高	1,242,521	245	サイバーエージェント	売上高	710,575
60	積水ハウス	売上高	2,928,833	153	パルソル HD	売上高	1,232,967	246	NOK	売上高	709,956
61	住友化学	売上収益	2,895,283	154	日本糖業	売上収益	1,186,683	247	インフロンダ HD	売上高	709,641
62	富士フイルムHD	売上高	2,859,941	155	日本製紙	売上高	1,152,645	248	フタバ産業	売上高	708,072
63	信越化学工業	売上高	2,808,824	156	カネウベHD	売上高	1,144,278	249	東邦ガス	売上高	706,073
64	コメエスエルギー HD	売上高	2,791,872	157	ロッキンカナル	売上高	1,130,397	250	TOTO	売上高	701,187
65	旭化成	売上高	2,726,485	158	セコム	売上高	1,101,307	251	セコーグループHD	営業収益	696,288
66	アルフレッド HD	売上高	2,696,609	159	住友ゴム工業	売上収益	1,095,664	252	トヨタ	売上高	693,246
67	アキタ	売上高	2,678,772	160	山崎製パン	売上高	1,077,009	253	野村総合研究所	売上収益	692,165
68	阪和興業	売上高	2,668,228	161	豊成	売上高	1,057,385	254	オキエイトグループ&アイト HD	売上高	691,981
69	オリックス	営業収益	2,666,373	162	古河電気工業	売上高	1,066,236	255	京産グループHD	営業収益	691,512
70	JT	売上収益	2,657,832	163	東ソー	売上高	1,064,376	256	サントラッド	売上高	690,462
71	NIPPON EXPRESS HD	売上収益	2,618,659	164	明治 HD	売上高	1,062,157	257	アクリロニトリック	売上収益	689,777
72	日本郵船	売上高	2,618,065	165	DIC	売上高	1,054,291	258	友和興業	売上高	688,655
73	シヤーズ	売上高	2,548,117	166	加藤産業	営業収益	1,033,654	259	信和	売上高	680,870
74	アサヒグループ HD	売上収益	2,511,108	167	マクノカ HD	売上高	1,029,263	260	日清食品 HD	売上収益	669,248
75	東レ	売上収益	2,489,330	168	長谷工ホールディング	売上高	1,027,277	261	スズキ	売上高	667,647
76	野村 HD	収益合計	2,486,726	169	マルハ	売上高	1,020,456	262	ニチレイ	売上高	662,204
77	住友	自己収益	2,479,849	170	セブン&アイ	売上高	1,019,371	263	IPPグループHD	売上高	659,656
78	神戸製鋼所	売上高	2,472,508	171	伊藤忠エネクス	売上収益	1,013,018	264	野村不動産	売上高	654,735
79	三菱自動車	売上高	2,458,141	172	富士電機	売上高	1,009,447	265	三井金属	売上高	651,965
80	東日本旅客鉄道	売上高	2,405,538	173	東急不動産 HD	売上高	1,005,836	266	三菱オリーブ	売上高	647,833
81	積水	売上高	2,391,579	174	コアマガル	売上収益	1,004,914	267	大玉製紙	売上高	645,213
82	INPEX	売上高	2,324,665	175	SRI HD	売上高	996,550	268	三井物産	売上収益	643,864
83	スズケン	売上高	2,314,828	176	博愛堂DY HD	収益	991,137	269	伊藤忠食品	売上高	642,953
84	ファーストリテイリング	売上収益	2,301,122	177	バンダイナムコ HD	売上高	990,689	270	セイノ HD	売上高	631,507
85	大塚グループ	売上高	2,275,113	178	ローソン	営業総収入	986,621	271	シノブ	売上高	628,909
86	三井不動産	売上高	2,269,103	179	近畿建設&アパ	営業収入	986,441	272	ニシン	売上高	628,135
87	ヤマハ発動機	売上高	2,248,456	180	阪急阪神 HD	営業収益	968,300	273	エイチ・オー システム	売上高	628,069
88	ニデック	売上高	2,242,824	181	UACJ	売上高	966,885	274	エネコエフ	売上高	627,607
89	九州電力	売上高	2,221,300	182	関谷建設	売上高	965,016	275	ジマ	売上高	626,181
90	東京エレクトロ	売上高	2,209,025	183	オアシスハウスG	売上高	952,686	276	キヨコマ	売上収益	618,899
91	TDK	売上高	2,180,817	184	東芝	自己収益	951,877	277	日本石油	売上高	618,133
92	日鉄物産	売上高	2,134,280	185	マツダインテック&カンパニー	売上高	951,247	278	三菱ロジスネクスト	売上高	615,421
93	リコー	売上高	2,134,180	186	ニリ HD	売上高	948,094	279	東武鉄道	営業収益	614,751

280	きんでん	売上高	609,132	373	平和堂	営業収益	415,675	466	日産車体	売上高	307,521	
281	加賀電子	売上高	608,064	374	日本テレビ HD	売上高	413,979	467	ハピネット	売上高	307,253	
282	日鋼HD	売上高	606,890	375	ベネッセ HD	売上高	411,876	468	テレビ朝日 HD	売上高	304,566	
283	ダイフ	売上高	601,922	376	シズマツ	売上高	410,502	469	大ホールケアグ	HD	売上高	304,445
284	三和 HD	売上高	588,159	377	テイクレス テック	売上高	409,200	470	ユニフレス	売上高	304,442	
285	キリンビール(株)HD	売上高	588,132	378	ISB	売上高	408,880	471	大塚製薬	HD	売上高	303,927
286	ヤマダ電機グループ	売上高	587,982	379	上新電機	売上高	408,460	472	イオンデパート	HD	売上高	303,776
287	神鋼商事	売上高	584,856	380	デンカ	売上高	407,559	473	すかいらーく HD	売上高	303,705	
288	豊田グループ	売上高	584,308	381	JX HD	売上高	407,022	474	武蔵野精工工業	HD	売上高	301,500
289	パナソニックシステム HD	売上高	578,772	382	神鋼商事	売上高	406,813	475	大塚製薬	HD	売上高	301,387
290	山一	売上高	575,226	383	レオパレス21	売上高	406,440	476	シブチ化粧品	売上高	301,266	
291	大同特殊鋼	売上高	576,564	384	熊谷組	売上高	403,502	477	北越コーポレーション	売上高	301,204	
292	ジップヘルスケアHD	売上高	572,285	385	ADEKA	売上高	403,343	478	コソバ	売上高	300,929	
293	伊藤忠スクウェア・HD	売上高	570,934	386	伊藤忠	売上高	400,769	479	三井物産HD	営業収益	300,836	
294	アークス	売上高	566,299	387	牧野洋行	売上高	399,921	480	三菱商事	営業収益	300,594	
295	ヤコフ	営業収益	564,487	388	S FOODS	売上高	399,206	481	リコーエス	売上高	298,889	
296	コムシス HD	売上高	563,296	389	協和キリン	売上高	398,371	482	イーレックス	売上高	296,312	
297	日本特殊陶業	売上高	562,559	390	イオンモール	営業収益	396,244	483	福山通運	売上高	292,328	
298	アドバンテスト	売上高	560,191	391	丸亀	売上高	395,763	484	アサヒ HD	売上高	292,449	
299	日汽ガス	売上高	559,240	392	小倉物産	営業収益	395,159	485	日産パルフェンシズ	売上高	291,688	
300	不二製油(株)	売上高	557,410	393	山陽特殊製鋼	売上高	393,843	486	東洋レ	売上高	290,416	
301	日清オイログループ	売上高	556,665	394	THK	売上高	393,687	487	パナソニック	HD	売上高	290,263
302	安川電機	売上高	555,955	395	ライオン	売上高	389,869	488	ユニバーシティーマート	売上高	290,077	
303	住友ファーマ	売上高	555,544	396	セガゲーム HD	売上高	389,638	489	ユニバー	売上高	289,136	
304	東亜理化	営業収益	553,124	397	日本ゼンセ	売上高	388,614	490	東急建設	売上高	288,867	
305	名古屋鉄道	営業収益	551,594	398	九州旅客鉄道	売上高	383,242	491	新光おか	FG	経営収益	287,386
306	カメイ	売上高	551,245	399	クレディセゾン	収益	382,540	492	新光電気工業	営業収益	286,388	
307	戸田建設	売上高	547,135	400	トヨタ	営業収益	379,401	493	エフケイ	売上高	285,639	
308	日本郵船(株)	売上高	545,279	401	アール・HD	売上高	371,300	494	オキエー	売上高	285,111	
309	ニッポ	売上高	545,199	402	関西フーズマート	売上高	374,018	495	住友ベークライト	売上高	284,329	
310	開業工	売上高	541,679	403	トランスコスモス	売上高	373,830	496	リッチャク	売上高	284,603	
311	住友工機	売上高	541,010	404	ミスグループ本社	売上高	373,151	497	デイスコ	売上高	284,135	
312	フジテレビ	売上高	538,026	405	安室-間	売上高	372,146	498	豊田コンソシアシヨグ	HD	売上高	282,495
313	ダイワパティ HD	売上高	535,641	406	富士システム	売上高	371,019	499	オキエー	売上高	281,871	
314	みずほFG	売上高	529,700	407	ATグループ	売上高	370,785	500	FOOD & LIFE COMPANIES	売上高	281,301	
315	山陽	売上高	527,263	408	OKI	売上高	369,956	501	カルビー	売上高	279,315	
316	清和乳業	売上高	525,603	409	TBS HD	売上高	368,130	502	楽天製菓	売上高	279,037	
317	ユーエー	売上高	523,424	410	JVCケンウッド	売上高	366,008	503	オキエー	売上高	278,726	
318	ソニーシステム コーポレーション	売上高	517,735	411	アマダHD	売上高	365,687	504	ズビエル	売上高	278,406	
319	日本郵船 HD	売上高	516,954	412	ニッポン	売上高	365,525	505	千葉銀行	営業収益	278,377	
320	日清紡 HD	売上高	516,085	413	三井物産HD	売上高	363,593	506	カシヤ	売上高	277,344	
321	東芝テック	売上高	510,767	414	J.フロンティアHD	売上高	359,679	507	ニッセツ	売上高	277,031	
322	関西ペイント	売上高	509,070	415	PII HD	売上高	358,434	508	カシヤ	売上高	277,015	
323	TIS	売上高	508,400	416	共栄製菓	売上高	355,715	509	日本精糖	売上高	276,776	
324	ローム	売上高	507,882	417	ネクシ	売上高	353,714	510	西本Wismetta HD	売上高	275,299	
325	ユアサ自動車	売上高	504,806	418	日本マツダHD	HD	売上高	352,300	511	ハウス食品グループ本社	売上高	275,060
326	五洋建設	売上高	502,206	419	トヨタ	売上高	351,790	512	佐藤商事	売上高	275,008	
327	TOYO TIRE	売上高	497,213	420	マツコビル・実業	売上高	351,107	513	住友物産	売上高	274,129	
328	良品計画	営業収益	496,171	421	松田産業	売上高	351,028	514	アダム	営業収益	273,793	
329	UBE	売上高	494,738	422	クリエシD HD	HD	売上高	350,744	515	丸一鋼管	売上高	273,416
330	日本郵船	営業収益	494,643	423	東 洋	HD	売上高	350,665	516	大塚アミノムシ工業所	売上高	273,053
331	日本郵船	売上高	492,692	424	東成物産	営業収益	349,940	517	朝倉組	売上高	272,788	
332	総合警備保潔	売上高	492,226	425	東 洋電機	売上高	347,133	518	三井物産	売上高	272,167	
333	三越伊勢丹 HD	売上高	487,407	426	東田工業	売上高	344,608	519	ジャパレディステイ	売上高	270,746	
334	レスタール HD	売上高	487,129	427	スタウェア・エニックス HD	HD	売上高	343,267	520	雄飛製作所	売上高	270,133
335	アークス	売上高	484,601	428	シブチHD	HD	売上高	342,254	521	VT HD	売上高	269,329
336	オキエー	売上高	483,987	429	三協アミノコム工業	売上高	340,553	522	西原FG	売上高	268,319	
337	オキエーグループ	売上高	483,123	430	東海カーボ	売上高	340,971	523	カシヤ計装機	売上高	268,381	
338	ヤマト本社	売上高	483,071	431	BIPROGY	売上高	339,896	524	小野澤	売上高	266,653	
339	島津製作所	売上高	482,240	432	西松建設	売上高	339,757	525	三井E&S HD	売上高	262,301	
340	ヤマトHD	売上高	478,422	433	高砂熱工工業	売上高	338,631	526	ほくや/丹山 HD	売上高	261,979	
341	DMO設備機	売上高	474,771	434	JVCケンウッド	売上高	336,910	527	三井物産	売上高	261,156	
342	DCM HD	売上高	469,782	435	右衛門産業	売上高	336,492	528	H.U.グループHD	売上高	260,908	
343	SCREEN HD	売上高	460,834	436	昭和産業	売上高	335,053	529	セユーG	売上高	260,504	
344	イズミ	営業収益	460,140	437	トビー工業	売上高	334,496	530	アールエスエス	売上高	260,410	
345	三井化学建設	売上高	458,622	438	ふくおか FG	経営収益	331,323	531	RYOZEN	売上高	260,303	
346	機研製作所	売上高	456,479	439	丸栄FG	経営収益	329,457	532	西原HD	営業収益	260,070	
347	SBS HD	売上高	455,481	440	機研	売上高	329,389	533	NECキヤノンソリューション	売上高	258,107	
348	ティン・ガイ	売上高	453,694	441	タツノアオキ HD	HD	売上高	328,335	534	不二	売上高	258,097
349	イオンパティシャルサービス	営業収益	451,767	442	リバー	売上高	325,657	535	カロー	売上高	255,857	
350	ヤマハ	売上高	451,410	443	OGI HD	売上高	325,020	536	ヘレリックコーポレーション	売上高	255,616	
351	小野薬品工業	売上高	447,187	444	日本電気電子	売上高	324,634	537	KADOKAWA	売上高	255,429	
352	SCSK	売上高	445,912	445	ミツログループHD	HD	売上高	323,700	538	アクリルデザイン	売上高	254,966
353	高島屋	営業収益	443,443	446	ニッポ	売上高	321,771	539	京阪銀行管轄	営業収益	253,005	
354	SUMCO	売上高	441,083	447	ソフトバンク	売上高	321,338	540	インテリネットシステムズ	売上高	252,708	
355	ニッポン自動車	営業収益	439,024	448	NECシステム	売上高	320,865	541	東成建設	営業収益	252,338	
356	スタンレー電気	売上高	437,790	449	三谷商事	売上高	320,281	542	橋本テック	売上高	251,574	
357	東洋水産	売上高	435,786	450	太陽誘電	売上高	319,504	543	NSユニテック海運	売上高	250,825	
358	KYB	売上高	431,205	451	ニッセツ	売上高	319,500	544	橋本 HD	営業収益	249,667	
359	アパレル	売上高	430,740	452	図説製菓産業	売上高	318,947	545	リバー	売上高	249,521	
360	ニュービー	売上高	430,304	453	アインHD	売上高	318,247	546	真光組	売上高	249,442	
361	千代田工業建設	売上高	430,163	454	東洋インキSC HD	HD	売上高	315,927	547	いなげや	営業収益	248,546
362	アスクル	売上高	428,517	455	コナシHD	HD	売上高	314,321	548	オーテック	営業収益	246,877
363	西友 HD	営業収益	428,487	456	ジエナテ	売上高	314,312	549	マイイテック	売上高	246,723	
364	図説製菓産業	売上高	426,884	457	アークランド	売上高	313,497	550	トランス中山	売上高	246,453	
365	リッパ	売上高	425,229	458	日本製鋼所	売上高	313,318	551	GMOインターネットG	売上高	245,696	
366	サトウゼン	売上高	425,173	459	コンコルディア FG	経営収益	312,983	552	東宝	営業収入	244,296	
367	SBI新生銀行	経営収益	421,853	460	セントラルフォレストグループ	売上高	312,649	553	中部製材	売上高	243,476	
368	日本郵船	売上高	419,668	461	清信物産	売上高	311,840	554	サカイ	売上高	243,436	
369	タツノアオキ	売上高	418,117	462	東原コーポレーション	売上高	311,486	555	アツタアツタ	売上高	242,652	
370	トーマスデバイス	売上高	417,621	463	ベルク	営業収益	310,826	556	アイカ工業	売上高	242,065	
371	イビデン	売上高	417,849	464	ナブテック	売上高	308,691	557	ケイアイスター不動産	売上高	241,879	
372	IDOM	売上高	416,514	465	フィードロン	売上高	307,911	558	静岡銀行	経営収益	241,600	

859	アルパック	売上高	341,260	652	ウエルコ HD	売上収益	188,892	745	マップメーカー	売上高	156,706
860	豪三工業	売上高	240,806	653	中山製鋼所	売上高	188,514	746	朝和産業	売上高	156,662
861	タカホーム	売上高	340,760	654	トドロー HD	売上収益	188,320	747	やまびこ	売上高	156,159
862	東京エレクトロニクス	売上高	240,350	655	八千代工業	売上高	188,243	748	ベルシステム24 HD	売上収益	156,054
863	エレフテック	売上高	239,774	656	カナネット	売上高	188,028	749	大倉建設	売上高	156,050
864	世社HD	売上高	239,293	657	はくばく FG	売上収益	187,853	750	谷口 HD	売上高	156,028
865	日本製鋼所	売上高	338,721	658	タカラミー	売上高	186,927	751	日本造船	売上高	156,383
866	ロート製薬	売上高	238,664	659	高砂砂工工業	売上高	186,792	752	セブン銀行	経常収益	154,984
867	ニッセア	売上高	238,116	660	東亜電機	売上高	186,101	753	Genky DrugStores	売上高	154,639
868	U-NEXT	売上高	237,927	661	谷口HD	売上高	185,961	754	TSU HD	売上高	154,466
869	ナイス	売上高	236,329	662	ダイニ	売上高	185,285	755	カネホク	売上高	154,358
870	オーパルクスレーキ	売上高	236,235	663	プレス工業	売上高	184,844	756	輝レッキ工業	売上高	153,984
871	日本航空電子工業	売上高	235,864	664	ニチコン	売上高	184,725	757	第一実業	売上高	153,674
872	合資製機	売上高	235,387	665	フジシロインクマシナリ	売上高	184,035	758	クラフク	売上高	153,522
873	サテックホールディング	売上高	234,848	666	アールHD	売上高	183,640	759	MIRARITH HD	売上高	153,472
874	リテールパートナーズ	営業収益	234,793	667	ちゅうぶろ FG	経常収益	183,586	760	ケーンHD	売上高	153,346
875	スターコーポレーション	売上高	233,871	668	青山商事	売上高	183,506	761	FUJI	売上高	153,326
876	伯耆	売上高	233,624	669	ZOZO	売上高	183,423	762	やまや	売上高	152,764
877	アルベレ	売上高	232,332	670	あおぞら銀行	経常収益	183,262	763	アーツ製菓	売上高	152,339
878	トニーエック	売上高	232,053	671	セイセ機械	売上高	183,224	764	カネホク	売上高	151,674
879	ユムスロー	売上収益	230,810	672	くもむろ	売上高	183,053	765	テレビ東京 HD	売上高	150,963
880	TOKAI HD	売上高	230,190	673	ジュエリーHD	売上高	182,768	766	マクワオーケー	売上高	150,716
881	大建工業	売上高	228,826	674	サンテックシステム	売上高	181,013	767	アワード	売上高	149,413
882	日理化学	売上高	228,065	675	大和正業	売上高	180,438	768	アールHD	営業収益	149,181
883	牧野クワイク製作所	売上高	227,985	676	キューソー産業システム	営業収益	179,640	769	徳田直線 FG	経常収益	148,759
884	オパエレクトロニクス	営業収益	227,693	677	新光商社	売上高	179,076	770	ビーネックス G	売上収益	148,573
885	オーヤマ HD	売上高	227,636	678	日販工	売上収益	179,060	771	機本建設HD	売上高	148,189
886	タカラシステムズ	売上高	227,423	679	竹村製作所	売上高	178,968	772	クワンタム	売上高	147,423
887	ユソフト	売上高	227,366	680	テックシステム	売上高	178,756	773	ユニオンハット	売上高	147,117
888	立花エレクトック	売上高	227,266	681	TPR	売上高	178,619	774	メルカリ	売上高	147,049
889	丸文	売上高	226,171	682	アルコックス	売上高	178,333	775	MIXI	売上高	146,867
890	MonotaRO	売上高	225,970	683	AZ-COM丸和HD	売上高	177,829	776	東京雑貨	売上高	146,801
891	エフエフ	売上収益	225,855	684	日本工業	売上収益	177,109	777	日東工業	売上高	146,698
892	サンエックス	売上高	225,387	685	G-net HD	売上高	176,922	778	東亜建設	売上高	146,764
893	群明和工業	売上高	225,175	686	群馬銀行	経常収益	176,589	779	ダイオードニカワ	売上高	146,744
894	大橋天物産	売上高	224,150	687	AOKI HD	売上高	176,170	780	タキロンエアード	売上高	146,725
895	任友斎屋	営業収益	223,948	688	オンワード HD	売上高	176,072	781	クマニ化学工業	売上高	146,302
896	トシムラタコ	売上高	223,766	689	サカイ	売上高	176,022	782	プレマックスコーポレーション	売上高	146,288
897	沖積電力	売上高	223,517	690	サンデンHD	売上高	175,653	783	後援館	売上高	144,426
898	丸大食品	売上高	221,979	691	共立システムズ	売上高	175,630	784	サイゼリヤ	売上高	144,275
899	内田洋行	売上高	221,866	692	西工工業	売上高	175,469	785	日本製菓	売上収益	144,175
900	メグロビ HD	売上高	221,694	693	東亜応化工業	売上高	175,434	786	アール	営業収益	144,152
901	南海建設設備	売上高	221,380	694	住友製糖	売上高	175,120	787	クワンタム	売上高	143,302
902	コロイド	売上収益	220,830	695	ウシオ電機	売上高	175,025	788	任友強化	売上高	143,041
903	徳川製鋼所	売上高	220,314	696	三洋化成工業	売上高	174,973	789	ブレナ	売上高	143,036
904	エンソーシヤ	売上収益	218,939	697	北海道ガス	売上高	174,840	790	サトー HD	売上高	142,824
905	ニッセイ投資	売上高	218,804	698	三井パテック	売上高	174,615	791	ニッセイフィニクス	売上高	142,784
906	丸井グループ	売上収益	217,854	699	東映	売上高	174,358	792	カヤマ	売上高	142,651
907	日商	売上高	217,709	700	日本コークス工業	売上高	174,062	793	メルコ HD	売上高	142,576
908	トプコン	売上高	215,625	701	ジャックス	営業収益	173,506	794	OSG	売上高	142,525
909	トヨタ	売上高	215,572	702	いよびん HD	経常収益	172,954	795	平裕	売上高	142,290
910	サカイシステムズ	売上高	215,513	703	日本電産	売上高	172,410	796	ワンフロン	売上高	142,081
911	大塚社	売上高	214,793	704	日本電研HD	売上高	172,100	797	森久 HD	売上高	142,019
912	九州 FG	経常収益	214,368	705	ニシHD	売上高	170,634	798	トナミ HD	営業収益	141,920
913	ワールド	売上収益	214,246	706	UT G	売上高	170,631	799	船野海運	売上高	141,324
914	吉野機械金庫	売上高	214,190	707	三菱製機	売上高	170,537	800	ユニバーサルエレクトロニクス	売上高	140,998
915	東亜建設工業	売上高	213,569	708	ダズン	売上高	170,494	801	アールエック	売上高	140,938
916	ニッセイ	売上高	212,817	709	クオール HD	売上高	170,036	802	丸光和運輸	売上高	140,861
917	ベルーナ	売上高	212,376	710	リゾートトラスト	売上高	169,830	803	IM HD	売上高	140,845
918	ニッコンHD	売上高	212,071	711	セントラル硝子	売上高	169,309	804	日本ハウスインダ	売上高	140,424
919	エスエフ	売上高	212,044	712	東洋建設	売上高	168,351	805	レイズネット	売上高	140,061
920	エレクトロ	売上高	211,285	713	音響機器	売上高	168,099	806	ワタ	売上高	140,043
921	ノーリツ	売上高	210,966	714	ITT	売上高	167,983	807	KNT-CT HD	売上高	139,957
922	フローテックHD	売上高	210,810	715	トランコム	売上高	167,760	808	リダクカンパニイブツダ	売上高	139,949
923	ネッパシステムズ	売上高	209,680	716	メロウ	売上高	167,276	809	三洋建設計	売上高	139,906
924	三菱製紙	売上高	209,542	717	井筒製機	売上高	166,623	810	CEBグループシステムズ	売上高	138,752
925	SWCC	売上高	209,111	718	ボート・アルビス HD	売上高	166,307	811	スズマコーポレーション	売上収益	138,600
926	東亜薬品	売上高	208,859	719	小林製薬	売上高	166,258	812	ニッパ	売上高	138,063
927	浜松ホトネクス	売上高	208,803	720	藤崎簿籍	売上高	166,202	813	三協工業	売上高	137,992
928	日本瓦斯	売上高	207,890	721	横河フロン	売上高	164,968	814	日産京阪電機 HD	売上高	137,659
929	フジアック	売上高	207,589	722	バネ心 HD	売上高	164,452	815	中央製機	売上高	137,482
930	静岡ガス	売上高	207,325	723	日鉄製鋼	売上高	164,020	816	クワン	売上高	136,930
931	日本光電	売上高	206,603	724	DM三井製機 HD	売上高	163,310	817	市工工業	売上高	135,451
932	カブツ	売上収益	205,618	725	丸善CHI HD	売上高	162,739	818	ディー・エヌ・エー	売上高	134,914
933	住友大丸セメント	売上高	204,765	726	日本電子	売上高	162,689	819	フクダ電機	売上高	134,648
934	住友三洋行	経常収益	202,228	727	フルオロケミカル HD	売上高	162,415	820	グロウアップ	売上高	134,583
935	サイズグループ HD	売上収益	200,344	728	日本ケイコ	売上高	161,881	821	繰半 HD	売上高	134,299
936	日本冶金工業	売上高	199,324	729	ユー・エム・リサーチコックス	売上高	161,706	822	日本トランスメディア	売上高	134,063
937	文化エンタテイン	売上高	199,179	730	三信電機	売上高	161,107	823	日本取引引当グループ	営業収益	133,991
938	日本化学	売上高	198,380	731	東亜合成	売上高	160,825	824	伊予銀行	経常収益	133,971
939	サトー	売上高	197,319	732	秋田	売上高	160,743	825	伊予銀行	営業収益	133,002
940	丸バネや日洋 HD	売上高	194,416	733	コロソ	売上高	160,560	826	アール	売上高	132,810
941	藤本製薬	売上高	194,373	734	機研コーポレーション	売上高	160,519	827	マクセルHD	売上高	132,776
942	日新	売上高	194,185	735	西日本フロンテック	経常収益	160,448	828	オールド	売上高	132,426
943	NISHA	売上高	193,863	736	ひまわりHD	売上高	160,234	829	セーレン	売上高	132,364
944	タダノ	売上高	192,932	737	ダイドールグループ HD	売上高	160,130	830	日新製機	売上高	132,128
945	東洋エンジニアリング	売上高	192,908	738	キップ	売上高	159,914	831	ハマヨウテックス	売上高	131,912
946	ソノネクスHD	売上高	192,767	739	ピー・エム・エル	売上高	159,465	832	JSP	売上高	131,714
947	クハレ	売上収益	191,277	740	KRD	売上高	159,457	833	日新	売上高	131,609
948	大平洋行	売上高	191,254	741	三井工業	売上高	159,377	834	石原産業	売上高	131,238
949	MCI	売上高	191,076	742	イーグル工業	売上高	157,880	835	ソラト	売上高	131,088
950	三機工業	売上高	190,865	743	山口 FG	経常収益	157,324	836	GSIテクノス	売上高	131,094
951	中電工	売上高	189,032	744	SANKYO	売上高	157,296	837	日本石膏	売上収益	130,674

企業番号	企業名	業種	売上高	営業収益	経常収益	税引前利益	法人税	法人税控除後利益	控除後利益	控除後利益
839	トーカイ	売上高	130,184							
839	ユニテッドアローズ	売上高	130,135							
840	豊洋エレクトロ	売上高	129,912							
941	藤井工業	売上高	129,364							
942	ISID	売上高	129,054							
943	東宝 HD	売上高	128,791							
944	中国銀行	経常収益	128,565							
945	サムティ	売上高	128,470							
946	久光製薬	売上高	128,330							
947	第一興産	売上高	128,136							
948	イデムン HD	売上高	127,822							
949	MrMax HD	営業収益	126,904							
950	フーール・ビレス HD	売上高	126,884							
951	ニベア	売上高	126,829							
952	日本国土開発	売上高	126,790							
953	北洋銀行	経常収益	126,734							
954	飛鳥種牧	売上高	125,941							
955	カフロン	売上高	125,930							
956	佐島製機	売上高	125,850							
957	太平製薬	売上高	125,774							
958	東宝TV FG	経常収益	125,291							
959	高川リサイクルーズ	売上高	124,963							
960	東本建設	売上高	124,827							
961	種水信託工業	売上高	124,683							
962	京紡工業	売上高	124,661							
963	京都銀行	経常収益	124,333							
964	北村建設所	売上高	124,080							
965	クワダ	売上高	124,012							
966	新島電気	売上高	123,890							
967	CKサンエツ	売上高	123,838							
968	リロ HD	売上高	123,698							
969	リケンテクノス	売上高	123,497							
970	コスモレイシリア	売上高	123,374							
971	コムシ	売上高	123,330							
972	イトーキ	売上高	123,324							
973	芝罘機械	売上高	123,197							
974	大塚食品銀行	経常収益	122,763							
975	ニコス	営業収益	122,749							
976	鈴家 HD	売上高	122,503							
977	七十七銀行	経常収益	122,053							
978	大日種機工業	売上高	122,005							
979	エイベックスグループ HD	売上高	121,561							
980	宇下百貨	売上高	121,341							
981	フォスター電機	売上高	121,338							
982	シダックス	売上高	121,220							
983	アールズ地産	売上高	121,165							
984	スカパーJ&AT HD	営業収益	121,139							
985	山件電気	売上高	120,803							
986	エスピー食品	売上高	120,651							
987	からいふコミュニケーションズ	売上高	120,619							
988	アサクト	売上高	120,614							
989	ジェコス	売上高	120,521							
990	楽天銀行	経常収益	120,445							
991	日本バーカライジング	売上高	119,177							
992	メイトク	売上高	119,969							
993	宮藤工業	売上高	118,737							
994	東亜建設工業	売上高	118,721							
995	クリエイト・レストランツ・HD	売上高	118,240							
996	川田テクノロジーズ	売上高	118,086							
997	ユニテック	売上高	117,942							
998	ユアサ・フナショク	売上高	117,881							
999	JUKI	売上高	117,454							
990	大塚製機	売上高	117,141							
991	岡谷フーール・SD HD	売上高	117,125							
992	三菱総合研究所	売上高	116,620							

注1 1ユーロ155円換算（2023年6月20日時点）7.5億ユーロを1162.5億円で計算している。  
 注2 図表の薄塗部分は第一の柱対象企業 200億ユーロを3.1兆円で計算している。  
 注3 本資料の売上収益、収益、売上高、営業収益、経常収益は2023年5月26日現在で公表されている直近の会計年度の短信を参照している。